

令和6年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日（9月27日）	
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案第33号 与論町企業版ふるさと納税基金条例	7
議案第34号 与論町税条例の一部を改正する条例	10
議案第35号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	10
議案第36号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第37号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	13
議案第38号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第39号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第40号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第41号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第42号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第43号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第44号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	26
議案第45号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	28

議案第 46 号	令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 6 号）	30
議案第 47 号	令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	41
議案第 48 号	令和 6 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	42
議案第 49 号	令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	43
議案第 50 号	令和 5 年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		44
同意第 4 号	与論町教育委員会委員の任命について	45
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	47
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	48
認定第 1 号	令和 5 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 2 号	令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	49
認定第 3 号	令和 5 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 4 号	令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 5 号	令和 5 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 6 号	令和 5 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 7 号	令和 5 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	49
	特別委員会設置及び委員の選任について	52
散 会		53

第 2 日（10 月 3 日）

一般質問	58
高田豊繁議員	58
池田理恵議員	71
吉田 勉議員	86
川内恵司議員	99
大田英勝議員	112
散 会	121

第 3 日（10 月 8 日）

認定第 1 号	令和 5 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 2 号	令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出	

決算認定について	127
認定第 3 号 令和 5 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 4 号 令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 5 号 令和 5 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 6 号 令和 5 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 7 号 令和 5 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	127
議案第 51 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 7 号）	131
陳情第 8 号 令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）	133
発議第 2 号 令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（高田豊繁議員ほか 2 人提出）	135
議員派遣の件	136
閉会中の継続審査・調査について	136
閉　　会	137

令和6年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月 27日	金	全員協議会 本会議(開会、議案審議) 令和5年度事業個所調査 常任委員会
9月 28日	土	
9月 29日	日	
9月 30日	月	決算審査特別委員会
10月 1日	火	決算審査特別委員会
10月 2日	水	常任委員会
10月 3日	木	本会議(一般質問)
10月 4日	金	常任委員会
10月 5日	土	
10月 6日	日	
10月 7日	月	
10月 8日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(議案審議、閉会)

令和6年第3回与論町議会定例会

第 1 日

令和6年9月27日

令和6年第3回与論町議会定例会会議録
令和6年9月27日（金曜日）午前9時19分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第33号 与論町企業版ふるさと納税基金条例

第5 議案第34号 与論町税条例の一部を改正する条例

第6 議案第35号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第7 議案第36号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第37号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第9 議案第38号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第39号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第40号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第41号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第42号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第43号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第44号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第16 議案第45号 結園公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第17 議案第46号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）

第18 議案第47号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第19 議案第48号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 第20 議案第49号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第21 議案第50号 令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第22 同意第4号 与論町教育委員会委員の任命について
第23 質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
第24 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
第25 認定第1号 令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
第26 認定第2号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
第27 認定第3号 令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
第28 認定第4号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第29 認定第5号 令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第30 認定第6号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第31 認定第7号 令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
第32 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 池 田 理 恵 議員	2番 川 内 恵 司 議員
3番 吉 田 勉 議員	4番 吉 田 剛 議員
5番 原 栄 徳 議員	6番 遠 山 勝 也 議員
7番 高 田 豊 繁 議員	8番 大 田 英 勝 議員
9番 林 敏 治 議員	10番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長 柳 田 庫 呂 君	税 务 課 長 坂 元 守 君
町民生活課長 山 下 高 明 君	健康長寿課長 山 下 真 紀 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 喜 村 一 隆 君

商工観光課長 麓 誘市郎 君 建設課長 裕分 望嗣 君
水道課長 富永 淳 君 環境課長 大馬 福徳 君
教育委員会事務局長兼学務課長 竹村 栄作 君 生涯学習課長 松村 誠司 君
与論こども園長 吉田 朋子 君 茶花こども園長 川北 英代 君
児童発達支援センター所長 阿野 齊 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林 健太郎 君 書 記 谷 山 智美 君

開会 午前9時19分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和6年第3回与論町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番川内恵司議員、6番遠山勝也議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月8日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月8日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

町長から令和5年度与論町健全化判断比率の報告、令和5年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、町監査委員から令和6年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第152号」を全世帯及び関係機関等に配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げま

す。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第33号 与論町企業版ふるさと納税基金条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、議案第33号「与論町企業版ふるさと納税基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第33号、与論町企業版ふるさと納税基金条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、導入を予定しています企業版ふるさとの納税制度の寄附金の適正運用を図るため制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 関連してお伺いしますが、総務企画課長にお伺いいたします。

財政力の弱いこの与論町におきましては、これからいろいろな建設事業が控えているかと思いますが、こういったふるさと納税、特にこの企業版のふるさと納税は、以前から申し上げてきたところですが、実績的にはどうでしょうか。個人版のふるさと納税と企業版のふるさと納税と、この場で説明できればありがたいと思いますが、前年度でもいいです。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

個人版ふるさと納税につきましては、令和2年度に8000万円を超えておりまして、その翌年度の令和3年度に一番ピークとなります1億500万円、それから昨年度の令和5年度は8700万円というふうに、令和2年度から8000万円を超えてきている状況です。また、企業版ふるさと納税につきましては、これまでなかなか受け入れる体制ができていなかったということでございました。それはなぜかといいますと、この企業版ふるさと納税を受け入れて活用するためには、地域再生計画を内閣府の方に申請しまして、その認定された地域再生計画の実施をするために、この企業版ふるさと納税を使うというような仕組みがあります。

は、その企業版ふるさと納税を今年度ただいま申請中でして、そのところは11月中旬には認定される予定として、11月中旬からの導入を見込んでいるわけです。そういうた關係で、今議会で企業版ふるさと納税基金の条例案の提出をさせていただいたところです。企業版ふるさと納税は、個人版に比べて金額が高いことが非常に見込まれますので、これからまたその与論を応援したいという企業にまたPRをしながら、少しでも多くの企業版ふるさと納税をまた寄附していただけるように頑張ってまいりたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 是非、この企業版ふるさと納税の獲得に万全の努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原栄徳議員） 個人や企業から指定寄附、目的に沿った指定寄附があると思いますが、その指定寄附の扱いはどうなっているのか。それと、どれだけの指定寄附が集まっているのかお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） このふるさと納税の先立ちですね、与論町は与論町サンゴ礁基金というものがすでにつくられておりまして、その中で、ヨロンマラソンとか、十五夜踊りとか、いろいろな5項目ぐらいの項目がございまして、どちらともというところは、その他離島振興に関することうなことも入っていまして、といったところに寄附をしていただいているわけですが、その指定寄附をしてその活用としては、その中身でまたその寄附の充当の会議をもちまして、この事業に充当してよいかということをまた委員の皆様で協議して、その充当を決めているというような状況です。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 5番、原栄徳議員。

○5番（原栄徳議員） その指定寄附というのは、こういう項目でこういうふうに使っていただきたいということで、寄附をされていると思います。その寄附者本人の意思で、できるだけそういう方向に使っていくのが当然だと思いますが、今の段階ではプールが全体で一緒に、その項目を分けずにプールしているのか。それと、やはりその寄附をされた方は、こういうことに使ってほしいという思いで多額の寄附をされていると思います。そういうことで、やはり寄附者の思いも十分にくみ取っていただいて、繁栄をしていただくようにお願ひを申し上げたいと思います。総務企画課長にお答えいただきます。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その指定寄附で、まさにピンポイントで、こういったことに使ってもらうために寄附をしますというようなケースについては、もう本当にその寄附者の気持ちを尊重しまして、そういう事業に充てるというようなことは当然のことだと思っています。ふるさと納税とかサンゴ礁基金のことでいいますと、大まかにサンゴ礁の保全に関すること、それからヨロンマラソンに関すること、十五夜踊りに関すること、あとそのほか離島振興に関すること、そういう大きな括りで寄附先を選んでもらっていますので、そこはその中で、またそれぞれの項目の中でその寄附をどういうふうに使うかということをまた委員会で審査しながら、適正に寄附の充当をしていくということをしています。そういうことで、寄附者のそういう気持ちは大切にしながら、今後もまた運用してまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） ありがとうございます。是非ですね、その納税を増やすためには、やはりその寄附をしていただく方の思いを町政に反映するということが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、与論町企業版ふるさと納税基金条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、与論町企業版ふるさと納税基金条例は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第34号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第34号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第34号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

清算中又は休業中の法人の法人住民税を減免するため、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第35号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例

○議長（沖野一雄議員）　日程第6、議案第35号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君）　議案第35号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険の被保険者証について規定する国民健康保険条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第36号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員）　日程第7、議案第36号「与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君）　議案第36号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄議員）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　討論なしと認めます。

これから、議案第36号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第37号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第37号「与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第37号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、現在、非課税世帯のみとなっている子ども医療費の現物給付方式を課税世帯にも適用し、さらに高校進学等で転出した市町村にて医療費給付の対象外となっている児童へも給付を行うものです。

非課税世帯、課税世帯、児童の居住を問わず、全ての子育て世帯の医療費の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに寄与することを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 給付の対象を拡大するということで、非常にありがたいことだと思います。そこでですが、「『助成』を『給付』に改め」とあるのですが、その文言が変わることについて、どういう理由で助成を給付に変えるのか。印象というか、何かちょっとしたニュアンスが違うとは思うのですが、その辺について説明を簡潔にお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えいたします。

現在の給付の方法が、一部は非課税世帯の方々は窓口負担をなくすことができているのですが、課税世帯の方々が、一度、医療の病院とかでお金を支払って、その領収書とかをまた持ってきていただいて、それを振込するといった手間をかけています。ですので、システム改修をして、窓口で利用者が負担しなくて済むような方法に変える、現物給付と言っているのですが、その現物給付の関係で、県の条例とかがまた変更されるために町の条例も変更すると、そういう形になっています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今の課長の説明をお伺いしまして、ちょっと関連して聞きますが、医療機関で医療費を負担しますよね、それを従来はその領収書を持ってきて窓口で助成あるいは給付の手続きをしていたと、これまでですね。その課税世帯の場合は、病院の窓口で支払った場合は、今後は役場にはもうその領収書とかを持つてきて再手続きをする必要はないということになりますか。どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えします。

一部誤った表現がありましたので、ちょっと訂正させていただきたいのですが、領収書を持ってくるというのは、島外の医療機関を受けた場合に領収書を持ってきていただくことになっておりまして、県内の医療機関等におきましては、自動でその通知が来るものですから、こちらで自動で振込をするという形にさせていただいている。今の御質問の件につきましては、来年4月からなのですが、窓口で県内の医療機関を受診された方に関しましては、窓口負担がなくなるような方法を取らせていただくように、制度移行をさせていただくという形になっています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 例えば、沖縄がほとんどだと思うのですが、重病、重篤とかですね。沖縄とかでした場合は、やはり領収書を持参しないといけないということになりますか。そこの何かもっと利便性を高められるような方法はないものでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えします。

おっしゃるとおり、たとえ少額であっても、窓口で負担をするというのは、やはり子育て世帯に負担がかかるということですので、そういうような方法をできれば取りたいのですが、現在のシステム自体が鹿児島県のシステムになっておりまして、どうしても他県からの通知が来ない、連携されていないこともありますので、将来的に広域連携とか、そういったことが謳われている時代ですので、そういったことに対しても、検討していかないといけないのかなと思うところです。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原栄徳議員） 今の件に関してのお願いですが、今、実際うちの娘が沖縄に出産に行っているのですよ。相当、家族も行ったり来たりで、費用がかかって大変なのです。今の高田議員の質問、お願いの中に、是非その鹿児島県と沖縄県のそういう関連、どうしても与論というのは、出産はほとんど沖縄に行くわけですよ。負担が非常に大きい。実際、私が娘を出産に二度沖縄に行かせているのですが、大変

なのです。もうすぐ産まれるから立会いで行ったり、また一緒に迎えに行ったりとか、いろいろお金がかかって大変なのです。だから、そういった直接医療機関に支払う医療費に関しては、今言うように鹿児島県だけではなくて、今後の課題なのですが、早急に進めていただきたい。これは別の市町村とは違うわけだから、与論町の場合は。やはり是非そういう面を早急に連携をして、沖縄との連携をこれまでいろいろあると思いますが、是非頭を使ってそういう負担をなくす、それがやはり町長がおっしゃっている一丁目一番地の子育て支援、少子化対策、そういうことに即つながっていくのではないかと思いますので、町長、よろしくお願ひいたします。

町長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 今、原議員の御質問にお答えします。

山下課長からの説明で、今鹿児島県ということで、原議員がおっしゃったのは、ほとんどのお産が沖縄でのお産となっていますので、そこら辺は県とも話し合いをしながら、どういう手立てでそういうことが早急にできるか、それはもう早急に対処いたします。

○議長（沖野一雄議員） 5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 是非、本当に早急に真剣に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第38号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第38号「与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第38号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在、各水管理組合で管理している畠地かんがいの給水栓を含む土地改良施設は、老朽化に伴う修繕が多発し、運営予算を圧迫しています。補助金等もなく、新規事業の導入による施設更新は目途が立たない状況にあることから条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 特に今、各集落でいろいろメンテナンスとかをやっているのですが、例えば、畠地かんがいの場合の末端のバルブのところとかが壊れたりした場合には、この基金を使ってやるしかないということでしょうか。例えばまた漏水の場合も、これもかなり工事費がそのポイントを特定するためにも、またそれから舗装を掘削してやる場合も、かなり大きな金額がかかるかと思うのですが、こういった場合の財源にも、これは充てる予定だという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） お答えいたします。

現在、各水管理組合で給水栓などの管理をお願いしているところで、この2、3年総会資料とかを通じると、多いところで40万円近くの修繕費とかがかかってきている状況で、やはり中には水管理組合が運営に関して、何か助けてもらえる方法はないかといった声が多く聞かれるようになっています。今、御質問がありました

水路の道路の下にある管とか、そういったのは町の方で修繕とかを今かけている状況で、この条例がこれまで研修とか、研究とかそういったものでしか基金が運用できないというところでしたので、おっしゃるように、修繕の方にも何かしら手立てをしていけるようにできたらなと思って、改正をお願いしているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第39号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第39号「与論町砂美地来館の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第39号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、砂美地来館が建設された平成5年度当初のままの使用料設定等について見直しを行うため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第40号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、議案第40号「与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第40号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、未設定となっている施設使用料について新たに料金設定を行うとともに、減免規定や使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 使用料を徴収するわけですので、総合グラウンドの照明とか施設設備は、やはり当たり前に使えるような状態でお金を徴収していただきたい。大分照明もつかずに、ゆいLANDと同じような使用料をいただいているという報告をいただいている。また、ゆいLANDの場合はLEDを使っているので、1時間当たりの使用料は大体五、六百円程度という話を聞きました。それは、電気設備屋さんの方からいくらぐらいかかっているのかなということでお尋ねをしたら、それぐらいではないかという話でした。総合グラウンドの場合は、普通の白熱球か昼食球かわかりませんが、大分電気の使用料が多いということを聞いています。そういうことで、急には整備は無理だろうと思いますので、照明の方を順次整備をしていきながら、その料金徴収はしていただければいいかなと、総合グラウンドとゆいLANDと同じ使用料では、ちょっとおかしいのではないかという指摘をいただいていますので、その辺、教育委員会にちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。御指摘のとおり、徴収するわけですので、受益者が使って払ってよかったですなという、それに見合うような環境整備を進めていく必要がありますし、またこれまでも、地域住民からこういったところが不便だなというようなところは、予算の範囲内でまた順次整備してきています。その中で、今後さらにそういった面は注視して、整備してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 5番、原栄徳議員

○5番（原 栄徳議員） 是非、予算化をしていただいて、できる範囲で進めていっていただきたいと思っています。やはり、受益者負担になっていて、環境整備は必要ではないかということで、喜んでもらえる施設づくりをしていただきたいと思っています。是非、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） アマチュアスポーツに使用することになっていますが、

このアマチュアスポーツというのは、どういったスポーツに使用するのかちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（沖野一雄議員）　松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君）　主に、アマチュアスポーツというのは、町内の例えは連盟だったり、スポ少だったり、同好会だったり、中高の部活動であったり、プロのスポーツ選手ではないといった町内の団体のところの文言の表記となっていきます。

○議長（沖野一雄議員）　9番、林敏治議員。

○9番（林敏治議員）　ということは、プロが与論で練習したりする場合は、無償になりますか。

○議長（沖野一雄議員）　松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君）　主に減免規定なども設けておりまして、例えば町が主催でやって招聘をしたりだとか、また連盟だったり、小学校だったり、そういうところで招集すれば、減免規定を適用させて免除になったりもします。ただ、プロスポーツの方が直接ちょっと町の方でも指導をしたりとかであれば、また町の社会体育の振興であるといったところがまた減免規定の中にもありますので、そういうところをまた協議しながら、適用をさせていけるのではないかと思っています。

○議長（沖野一雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第41号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、議案第41号「与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第41号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、施設使用料金設定の見直しを行うとともに、減免規定や使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） さっきの総合運動公園設置の条例では、第8条の総合運動場の使用期間及び使用時間はということで、1月4日から12月28日まで。ただし毎週水曜日を休業日とする。そして、使用時間は午前9時から午後10時。これはもうほかのも一緒ですが、これはほかのがこのようになっていないという、そこら辺の区分けはどういうふうにして、この総合運動場だけは、例えば子供たちが帰ってきて使いたいというときも、いちいちこの委員会、役場は休みですよね。だから、何でこういう区分けをしたのかということをちょっとお伺いしたい。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） この使用期間等の時間ですね、もともとは町営で直営でやっていたのですが、今現在、指定管理を行っておりまして、1月4日から12月28日までというところで、日曜、祝日もスポーツクラブの方が営業をしていている関係で、あと毎週水曜日がスポーツクラブの休業日というところで設定をしています。そして、夜間照明に関しましては、もちろん照明ですので日中は使用しませんので、ここだけは使用時間が午後5時から午後10時という暗くなつてから

の時間にしているのですが、この使用時間ですね、今回 7 つ、社会体育施設関係を出しているのですが、施設によっては旧役場の名残があって、午前 8 時半から午後 5 時までの営業時間とか、そういった文言も出てくるところがありまして、今回はスポーツクラブの営業にあわせた午前 9 時から午後 10 時というところで、基準を整えているところです。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 使用時間のことはいいとして、この使用期間のことを僕は言っているのですけどね。この運動公園総合グラウンドだけ 1 月 4 日から 12 月 28 日までと。ということは、12 月 29 日から 1 月 3 日までは、また特に許可を求める場合はできるという解釈ですか。何でここだけほかの施設と区分けするのですかということを言っているのですが、時間のことを言っているわけではないです。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） ほかのところも全て 1 月 4 日から 12 月 28 日。ほかのところは一部規則が制定されているところは、砂美地来館は規則の方で制定とかありますので、そこを移したりする関係もあるのですが、全て 1 月 4 日から 12 月 28 日の期間になっているのかなと思うのですが、お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） ほかのところがちょっと確認できなかつたものですから、この総合グラウンドの第 8 条だけかなと思ったのです。ほかのところも、砂美地来館を除いては同じような使用期間で設定してあるのですか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 砂美地来館も含めまして、全ての社会体育施設で 1 月 4 日から 12 月 28 日で統一しています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8 番、大田英勝議員。

○8 番（大田英勝議員） 先ほどの条例でもあったのですが、「『教育長』を『委員会』に改める」という文言があるのですが、その改めた理由について説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） これも社会体育施設でさまざま表記があつたもので、これも砂美地来館に準じて、そこを基準として砂美地来館が「教育委員会（以下、『委員会』という。）」というところの表記になっておりましたので、そこを基準として統一しているというところの文言の整理になります。

○議長（沖野一雄議員） 8 番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） この条例の中に「委員会」とあります。これは教育委員会でなくとも大丈夫ですか。以前の条例では「教育委員会」という表記もあったと思うのですが、委員会にはいろいろな委員会があると思うのですが、そこをいろいろなあれが出てこないためにも、「教育」ぐらいは入れた方がいいような感じが私はしているのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 確かに御指摘のようにさまざまな委員会があって、混同されがちなのですが、砂美地来館の条例の本文の方にも、「砂美地来館は、与論町教育委員会（以下『委員会』という。）」というところで、与論町教育委員会ということを謳って、それをこの条文の中で委員会としますというところで謳っていますので、そこは問題はないかなと思います。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第42号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員）　日程第13、議案第42号「与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君）　議案第42号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、施設使用料金設定の見直しを行うとともに、減免規定及び使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員）　ゲートボールコート1面というのが一番下に表記がありますが、これは人工芝の福祉センターのことですか。

○議長（沖野一雄議員）　松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君）　この屋内運動場は、ゆいLANDの方ではなくて、ドーム施設の中の施設になるので、あのゆいLANDの人工芝とは別の屋内ゲートボール、福祉センターの北側になります。

○議長（沖野一雄議員）　5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員）　ああ、わかりました。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第43号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、議案第43号「与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第43号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、施設使用料金設定の見直しを行うとともに、減免規定及び使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第44号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第15、議案第44号「与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第44号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、施設使用料金設定の見直しを行うとともに、減免規定及び使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） クラブハウスの使用料ですが、1ページ目の休憩室の宿泊の場合、1人1泊1時間1,000円というのがあります、この説明をちょっとお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） こちらの宿泊の場合というところで、まず宿泊の方の料金から説明させていただきます。スポーツクラブの方で、スポーツ合宿などでゆいLANDのクラブハウスを使っているのですが、基本的に1泊1人1,210円プラス寝具代550円、冷暖房代110円というところで、この宿泊の1,210

円という内訳の中に、主に会議室にマットを敷いて宿泊をすることになるのですが、この宿泊の場合1人1,000円というところで、これも含まれているということで1,000円、宿泊というところで冷暖房も使用するということで設定しています100円、これが税込み1,210円ということでこの宿泊1泊当たりになります。なので、こちらの宿泊の場合の1人1泊というのが、この寝るところですね、そういったところを含めた表記ということで、1人1泊1,000円ということになっています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 上の方に「1時間につき」と書いてあるから、1時間につき、宿泊の場合1人1泊と書いてあるけど、1時間につき1,000円ということではなくて、1人1泊1,000円という解釈ですか。そうだったら、宿泊する方々のさつき1,210円とかありましたか、宿泊できるようになっているわけですね。宿泊できるのだったら、宿泊する場合の利用規定をまたこれとは別に書いた方がいいのではないかですか。例えば、子供たちが宿泊で沖縄辺りとかからくる例がありますよね。そういうのもやはり、別に分けて記載した方が僕はいいような気がしますがね。わかりやすいですよね、その方がね。もっとわかりやすく、そしたら子供たちも例えばまた国頭村辺りからとか、北部からでもまた来て、サッカーをしたり、フットサルをしたり、いろいろ交流が深まるような気もするのです。だから、ここらはもっとアピールというか、そこら辺もしやすいように今後改善して、子供たちがより多く与論にまた交流に来られるようにした方がいいのではないかと思います。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） ありがとうございます。今、手元の資料だったのですが、今、スポーツクラブの方でも、このパンフレットに宿泊料とかをわかりやすくまとめたもので、冷暖房・寝具代、たまにまれに寝袋とか寝具を持ってくる方もいらっしゃいますので、そういったところであれば、寝具代がいらないとかいうところで、そこでまとまった料金が書いてあるこのパンフレットを活用して、今、スポーツクラブなどの誘致も行っていますので、今後また、こういった表記仕方とかを充実させてまいりたいと思います。お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはり、今のこのゆいLANDあるいはクラブハウスとも、多額の建設費を投じてやっているわけですから、なるべく多くの方々に島内に来ていただいて、いろいろな交流を深めながら利用が増えるように、ひとつ今後ネットでも更なるPRをしていただいて、利用が高まるように努力をしていただき

たいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第45号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第16、議案第45号「結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第45号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、施設使用料金設定の見直しを行うとともに、減免規定及び使用期間等の文言整理を行い、他の社会体育施設との統一性を図るため議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といった

します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これは総合グラウンドの北側の公園のことですよね。これはもう草が生えて、大変なことになっているようですが、ここらの管理はやはり町民は見るわけだから、それは少し10センチぐらいの草だったら目にはつかないけど、50センチぐらいの草が生えているでしょう。これは松村課長、これはやはり自らも行って、ビーバーを持っていってやるぐらいの気力でないと駄目ですよ。この条例に対して僕は異議があるわけではないですが、親心で言っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） ちょうど町体シーズンになってまいりまして、自分の現地を確認して、すごく草が生えているなど。指定管理はスポーツクラブが行っていただいているのですが、今、高田議員からもございましたように、自ら行ってやる勢いで整備をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 確認なのですが、私はこれをゆいまーる公園といつも思っていたのですが、これは正式には結囲（ゆい）公園ですか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） こちらが平成9年度からの供用開始で、条例ももちろん定めて、今回の条例なのですが、そこにも結囲公園ということで正式名称であるので、ゆいまーるではなくて、結囲（ゆい）公園になります。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第46号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第17、議案第46号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税1億6699万円、定額減税減収補填特例交付金1746万1000円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、学校給食センター建設基金1億3432万5000円、学校給食センター整備基本計画業務委託費1000万円、コロナワクチン定期予防接種業務委託費697万5000円、子ども第三の居場所実施計画業務委託費624万1000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億9988万9000円を追加し、一般会計予算総額55億5191万6000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林敏治議員） 8ページの収入の部で、教育費委託金144万4000円の補正をされていますが、これは地域スポーツクラブ活動体制整備事業というふうになっていますが、この事業内容の説明を求めます。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大きくは4つあるのですが、まずは、地域スポーツ活動推進事業というのが1つ。そして今度は、地域スポーツ文化活動推進事業というのが2つ目。3つ目が、文化部活動改革に関する委託事業。4つ目が、地域スポーツクラブ業務委託というような4つの項目に分かれているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） これについては、もう地域の方々に直接事業を与えて、そこで活動をさせるという意味ですか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 全国的にも働き方改革であるとか、そういった中で中学校の特に部活動指導に関する時間外労働、働き方改革だというふうに言われる中で、なるべくそういう教員の負担も減らしながら、そして地域の与論の子供たちを何回か転勤で来られる先生たちだけではなくて、持続可能に地域の人たちがずっと指導できるような、そんな体制を含めていくということで、今、運動部で6人、そして文化の方で3人の地域指導員をお願いしてやっているところです。ですので、今は先生が指導できないときには地域の指導者が来てやり、なるべく教員の方が時間を取りやすいような形を取っています。与論の場合は、この地域移行というか、そういったところは全国的にも早い段階でうまく軌道に乗っているのかなと思っているところです。全ての部活動ではありませんが、全てまた地域にお願いするという形で今のところはないです。今後は、これがまたスポーツクラブ等に移行していくパターンも考えられると思います。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） わかりました。それでは、続いて11ページの島づくり対策費、子ども第三の居場所実施設計の業務委託をされているようですが、以前、私は一般質問でも問い合わせたのですが、この事業についてはどのような設計で、どういう事業を行うのか、担当者にお伺いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

この子ども第三の居場所というのは、B&G財団からの5000万円の助成を受けることになります。それを活用しまして、総合グラウンドにあります管理棟を改修して、第三の居場所というふうに整備を進めていこうということで計上させていただいている。今年度実施計画を行いまして、来年度また本工事ということで進めてまいる計画をしています。子ども第三の居場所というのは、学校、家庭以外の子供たちのいろいろな集まる場所ということで、本町でも不登校であったり、い

いろいろな子どもたちがいますので、そういった子どもたちの居場所づくりということで、町としてもB&G財団の支援をいただきながら、居場所づくりを進めていこうということです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 子育て支援グループと協議して再生をするということで、協議はしましたか。確認です。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 町内のいろいろな子育て関係の団体の皆様を集めて、この第三の居場所の整備についても話し合いをもちまして、その中では是非そういったニーズがありますのでということで、その協議会では、この第三の居場所の整備については賛同をいただいているというところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） ありがとうございます。最後にもう1点、24ページの学校給食センター整備事業、これについても学校給食センター整備基本計画の業務委託料1000万円、この事業内容をちょっとお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

学校給食センターにつきましては、今年度に入りまして3回の建設検討委員会を開催しています。その中で、委員の皆様を各小中学校の校長先生方、そしてPTAの代表ということで、小学校、中学校の代表の方もお願いしながら検討を進めているところです。3回目の委員会の中で、4カ所計上した候補地の中から順番を決めてもらいまして、今、その1番になったところから、可能性や問題点なんかを調査しているところです。今年度中にこの場所を決め込んで、基本構想を策定した上で基本計画を策定したいと考えているところなのですが、基本計画の中身といたしましては、法令や基準、指針などの整理、そして必要機能、規模、運営方法の検討ですね。そして、施設計画の検討ということで、施設の平面、断面、構造などの検討、そして概算事業費の検討、さらには整備スケジュールなどの整理、こういったものを基本計画の中で策定してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 以前の整備する場所については、無駄なボーリングをしていただいて、無駄遣いをしたような気がするのですが、是非その場所については、早急にひとつ調査をしながら進めていただきたい。もう何年も前から計画されているその給食センターですので、早期にひとつ設計をしながら、早めに建設ができるようにお願いいたします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 今の給食センターの設置場所についてなのですが、現在の給食センターの前の相撲する場という施設のところに建てたらどうかという話があるのですが、何か不都合がありますか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

現在、給食センターが建っています場所ですが、こちらも候補地の1つに入れた上で、検討委員会の中で検討をしています。そちらにつきましては、順位が下の方になっておりましたので、まず1番の方から、今検討を開始しているところです。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 18ページの死亡獣畜処理センターの件でお聞きしたいと思います。この補正額とかそういうのは取りあえずまだ置いておいて、これは与論町だけでは整備しきれないという長年の懸案事項なのですが、県にも国にもお願いしてという話なのですが、今現在は、状況としてはどういう状況になっているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

現在の状況ということですが、状況としては昨年度来お答え申し上げているのと変わらないという現状ですが、国・県の方に新たな制度の方ができないのかというのは、引き続き要望していきながら、町としては利用者の方から負担金をいただいて積み立てを行っていて、その国・県の補助事業が採用できるようであれば、その事業の裏負担分としての負担金というのを今、町の方では積み立てている状況です。現在4000万円ほど積み立ててはいるのですが、毎年度積み立てながら、新たに事業の制定の方を要望続けているという状況になります。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ちなみに、どれくらいの予算を計画されているのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） すみません、今のところ概算といった形で設計の方は上げていないのですが、以前見積もったところで、約1億円ぐらいかと言われたところなのですが、それから大分現在の経済情勢も変わってきていますので、価格は恐らくもっとかかるとは思っていますが、詳しい設計については現在のところ行っておりません。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 14ページ、私的二次救急医療機関補助金374万4000円についての説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

こちらは、救急車を使用して医療機関の方へ行くといったものになります。当初でちょっと計上が漏れておりまして、今回ちょっと計上させていただきました。1万3000円の288件分となっています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） ということは、救急車を使った場合は、その分やはり負担を町の方でしているということですね。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 10ページの総務企画課のこの旅費のことについてお伺いしたいのですが、当初予算を見てみると、普通旅費が208万2000円上がっていますが、この9月補正で200万円近くの旅費が上がってくるという、この意味がわからないのですが、この説明をお願いしたいです。あとほかに、大変おもしろい興味が湧くような中身があるのですが、15ページの灰再利用試験水質分析調査、この灰の再利用というところにかなり興味があるのですが、この2点をちょっと説明いただけますか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

10ページの総務管理費の一般管理費の旅費190万1000円を計上させていただいている。高田議員御指摘のとおり、当初予算で補正前が189万8000円の予算でございましたが、今回の190万円余りをあわせまして398万3000円という合計額になるのですが、やはり当初、昨年度とかコロナがあって、なかなか出張ができない状況がありました。今年度そういったコロナの制限がなくなり、またいろいろな職員の研修会であったり、また町長のいろいろな会合への出席も通常どおりに戻りまして、非常に旅費的にはちょっとまた足りなくなった状況でございまして、今回この金額を計上させていただいたところです。旅費については、いろいろ精査しながら、必要なものについて出張していただくというようなこ

とをしているのですが、なかなか職員の研修にしても解禁されて、鹿児島とかそういったところでの研修会が多くなってきてるので、総務費の一般管理費以外のところでも旅費の増額が結構ありますが、そういったところで非常に旅費の経費が増大しているということがあります。非常に財政的には厳しいところではありますが、必要な旅費を認めていくというようなスタンスで、またこの辺は厳しく精査しながら出張はしていただくというようにしてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 15ページ、環境対策費の委託料、この灰再利用試験水質分析調査についてお答えします。

現在、清水建設と鹿児島大学、与論町と3者共同で最終処分場に埋設処分をしています焼却灰、飛灰を含めてですね、飛灰・焼却灰それの再利用を資源化にできなかという今共同研究をしておりまして、最終処分場は今2,000立米のプールが2つあります。今、1個目のプールが埋まりまして、昨年建屋を隣のプールに移して現在稼働中です。それが7年後また同じような規模の最終処分場の施設を建設予定としていますが、これが継続的にずっとつくり続けることになってしまふので、その埋め立て最終処分するその灰を骨材、建設資材とか路盤材とか、そういうものに再利用できないかという研究を進めるために、今、この清水建設、鹿児島大学等の3者共同研究ということで、今年から灰と砂とセメントを混ぜて、テストピースをつくります。そのテストピースをつくった6時間後の沈めた水と、あと4週強度と言われる28日後の強度を測るときに、その水をまたもう一回取りまして、その含まれる浸出物質に有害物質が含まれていないかというのを検査しまして、それでオッケーであればそのつくったテストピースをもとに、今後骨材とかの再利用化に向けて話を進めていこうと思っています。ですので、これは最終的には、この最終処分場を永遠につくり続けるか、それとも次期の2期、もう1セットつくってですね、その骨材の仮置き場として再利用していく資材置き場に変えていけるかというふうな岐路に立たされている状況ですので、これを今後与論町は積極的に進めていって、できれば灰の再資源化による再利用をしていって、資源化に努めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 大馬課長の説明は、非常にこの興味がワクワクするような感じのことですが、これは与論町に限らず日本国内、そして全地球規模でのこういった取り組みが必要になってくるかと思いますが、是非ひとつ実現性のある、実効性のあるものがひとつ持続可能な環境ができるように、こういったものを再利用して、循環型の社会ができるよう努力していただきたいと思います。それから、先ほ

どの出張のことですが、これは僕はやはり町長の出張が多くて大変だという話をよく聞くのですが、職員の方々が町長にこっちにも行ってください、こっちも行ってくださいと言って、行っているのではないかと思って、僕は大変懸念されるのですが、それとやはりコロナの後、鹿児島あたりの宿泊費もかなり高くなったりしてきているような気がするのです。そこら辺の出張に関する全体的な見直しも必要な時期に来ているのではないかと思うのですが、大島もそうですよ。ですから、そこらあたりも含めて総体的にこの出張のあり方について、やはり町長と一緒に副町長も一緒にですね、見直しをしたり検討をして改正すべきところは改正して、やはり職員にも負担がないように努力していく必要があると思いますので、総務企画課長にお伺いします。

○議長（沖野一雄議員）　龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君）　お答えいたします。

今年度旅費の増額が非常に目立っておりまして、今年度の決算でどれぐらいの旅費になるのかというところもちょっと見ていきたいと思っています。それを踏まえて、やはり出張のあり方、それから宿泊費といったところの高騰もまたございます。宿泊費、旅費については数年前に改正をしまして、宿泊費の費用とか少し上げたわけですが、そういったところもまた適正かどうかというところもまた見直してまいりたいと思います。それから、また非常に出張で予約が取りづらいというところもあって、飛行機とかもまた観光客の方々とか、たくさん乗っていらっしゃるのですが、職員の出張についても飛行機だったり、宿だったり、予約が非常に取りにくいという状況もあります。そういった中で、若い職員が結構また与論町役場は多いですので、その方が新しい事務分掌をしたときに、やはり、そういった鹿児島の研修会とかを受けてしかその事務というのも勉強していかないというところがありまして、非常にその辺のところが研修的な旅費が非常に増えてきている感じはいたしますが、人材育成の観点からも研修は大いにしていただきたいということがありますので、そういったところを総合的に考えながら、財政的な面もありますので、出張とか旅費の今後のあり方について、また集まって協議して進めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員）　7ページと8ページの教育費について、国庫補助金と県補助金、運動部活動推進事業費、文化部活動推進事業費、部活動に関わる指導員派遣推進事業費が減となっていますが、その理由は何ですか。

○議長（沖野一雄議員）　竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

部活動関係で歳入予算の方が7ページの国庫支出金、国庫補助金の5番、教育費国庫補助金にまずその5番のマイナス53万円、6番のマイナス21万円、そして次の8ページ、今度は県支出金の方にも載ってございます。こちらは、当初予算に国庫補助金で計上されていたものを今回県からお金が入ってまいりますので、県補助金と県委託金に組み替えを行っています。またあわせて、補助金の増額、委託料の増額等もありましたので、最終的には県補助金の2件分と、県委託金の2件分ということで4事業にまとめてございます。その分の歳入金額の調整を行ったところです。

○議長（沖野一雄議員） 5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） ありがとうございます。是非ですね、児童生徒の健全育成のために、フルに活用していただきたいと思っています。これを見たら、もう全部使わずにはいたのか、それとも使う対象がなかったのか、そういうふうにちょっと受け取りましたので、ということの質問でした。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 今の教育費のところで、24ページの教育費のところで、茶花小学校の件なのですが、ここには与論小学校と那間小学校があって、茶花小学校の項目がないのですが、というのは、私はスクールガードをやらせてもらっています、校内の備品が茶花小学校の雲梯とかジャングルジムのあたりが、もうこの3年か4年ぐらい遊べない状態のまま雑草が生えていて、これがずっと放ってあるものですから、教頭先生にも話をしたのですが、これはやはり教育委員会の範疇なのかなと思って質問しているのですが、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

24ページの款10、教育費の小学校費、目1、総務管理費、節11の役務費の手数料と、節13、使用料及び賃借料に重機借上料が90万4000円組まれていますが、こちらの中に遊具の撤去費用を見込んでいます。遊具の撤去に関しては、与論小学校の一部と茶花小学校の方からお話をいただいているので、この補正予算が通りましたら、またこちらの方の作業に移行してまいりたいと思います。また茶花小学校の方からは、西門の入り口の方が、雨が降ったときにぬかるみがひどいというようなお話をいただいているので、そういったところの改善に努めてまいりたいと思っています。25ページの小学校費の与論小学校管理費と那間小学校管理費は、各学校の事務の方で計上された予算となっておりまして、今回事務系での予算計上は、茶花小学校の方からは上がっておりませんでした。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 今、撤去費用というふうに言われましたが、あれは修理して使える状態にするというのは、どうなんでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） 茶花小学校の教頭先生と一緒に遊具の方を確認をしたところでしたが、やはり子供たちが遊ぶ遊具になりますので、私どもの方での修繕としては不十分になってしまって、万が一、事故が起こるとよくありませんので、撤去という判断をしているところです。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 11ページの目11、島づくり対策費で、先ほど林議員がおっしゃっていたことにもちょっと重なるのですが、この業務委託料、子ども第三の居場所の実施設計のみの内容でしょうか。それとも事業内容も含まれたことでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） この624万1000円というのは、実施設計をこれから業者を選定するという中で決めていくのですが、その実施設計業者に実施設計を委託する費用のみです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。確かに設計のみの金額になるとは思うのですが、やはり子供たちというのは、どうしても建物が大事ではなく、中身が大事になってまいります。一人一人の対応の仕方、必要性、必要な支援がそれぞれ違いますので、設計を行っていく中でも環境配慮というところが深く関わっていますので、この辺も是非検討していただきたい、設計の方を進めていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、20ページの目7、デジタルマーケティング事業費なのですが、こちら業務委託料となっておりましてデジタルマーケティング事業、こちらの中身を教えていただけないでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

デジタルマーケティング事業につきましては、全体としましては大きく分けて3つ実施をしています。1つは、ユーチューブですとかSNSを使った情報発信をして、誘客に取り組むというのがまず1点。それから映像制作の分野で、日本観光映像祭の実行委員会の方に業務委託をして、ART&FACTORYという

映像クリエイターの方をお招きをしまして、与論島の魅力をこちらからこういうのをつくってくださいということではなくて、そのクリエイターの方の感覚で撮っていただくという事業を行っています。もう一つは、地元インフルエンサーの方、与論島のファンを抱えている方にお願いをしまして、地元の例えばマラソンですとか十五夜踊りですとか、通常のマリンスポーツとかということではない情報発信の方をしていただくということで実施をいたしています。今回の30万円の補正予算につきましては、先ほどのART&FACTORYの方で、海外の映像祭の方で昨年度の作品が賞を取るということで、そちらの広報の方に充てていただきたいということで増額をしています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。こちらのデジタルマーケティング事業というのは、これからも本当に必要なことだと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

もう一つよろしいでしょうか。同じページの20ページの目8、星空ツーリズムの推進事業費ですが、こちらの事業内容についてお教えいただけないでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

こちらの星空ツーリズムの推進事業につきましては、星空ガイドの育成等をもう5、6年ぐらい取り組んできています。それから星空を守る環境整備の啓発活動ですとか、地元の子供たちとか住民の方への啓発活動だったり、そういった星空を見る機会の提供ということで取り組んできたところです。昨年度こういった取り組みが評価をされまして、「持続可能な観光地TOP100選」という世界で認定されるところにこういった活動が評価をされまして、認定をされたというところでございまして、こういったところの誘客、情報発信の方に使ってまいりたいというのがまず1点ございます。それから、ガイドさんの育成につきましては、今まで和歌山大学の方にサテライト講座ということでお願いをしていましたが、地元のガイド組織の方が大分充実をしてきましたので、地元の方で認定ができるような体制の整備に今年度注力をしているところです。そして、もう1点、情報発信にも関わるかもしれません、国内の最大手の望遠鏡メーカーの方ともちょっと連携をして、いろいろ取り組んでいこうということで話が進んでいますので、そういった活動の方にも使いたいなということで、今回40万円の増額ということでさせていただいているです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。自然を守る、島の財産でもございま

すので、是非こちらを活かして、やはり子供たちの教育にも充実していただきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

もう一つ、23ページ、目6のICT環境整備費ですが、こちらの節12、業務委託料ですね、町立学校ネットワークアセスメント委託料の内容についてお教いいただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

今後、学校などにおきましてもデジタル教科書や教材の利用が本格化しています。そういった中で、大容量の通信が発生することが今想定されています。このことから、学校規模ごとに推奨帯域というものを確保できているか、この課題把握と、課題に対する解決方法の調査を行うのがこの目的となっています。本業務を行うことで、学校の方にそれぞれ今個人ごとに配布していますタブレット端末ですね、こういったものの更新の補助事業のまた要件ともこれがなっておりまして、これを今般計上させていただいたところです。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 20ページで、沖縄北部地域連携型振興事業で60万円の計上がありますが、この中身についての説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

沖縄北部の連携振興事業につきましては、当初予算の方では児童生徒の交流ですか、各団体の交流、それからイベントへの交流といったことを取り組んできたところです。今般改めて、来年度沖縄北部の方にJUNG LIAという大型のテーマパークの完成が予定されておりまして、非常に多くのお客様が沖縄北部に訪れるということが見込まれています。これを見越して、そちらの方からまた与論島の方にフェリー等でお越しいただこうということで、今その準備を進めています。具体的には、沖縄北部の港運会社並びに旅行会社の方と連携をしまして、今、パッケージ商品の造成等を行っているというところです。また、沖縄北部の自治体ですか、観光協会とのネットワークを構築して、一緒になって誘客をしていこうということで考えておりまして、そういったところのモニターツアーですとか、情報発信、こういったところにちょっと増額した分を活用させていただこうということで考えております。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第18 議案第47号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第18、議案第47号「令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第47号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫補助金81万4000円を追加し、県補助金15万1000円を

減額しています。

歳出では、総務管理費37万3000円及び保健事業費29万円を追加しています。

歳入歳出それぞれ66万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2377万4000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第48号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第19、議案第48号「令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第48号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、介護給付費負担金を1118万3000円追加しています。

歳出では、地域密着型介護サービス給付費を2367万5000円追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4817万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3600万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第49号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第20、議案第49号「令和6年度与論町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第49号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入では一般会計繰入金125万円を追加しています。

歳出では総務費1万円、保健事業費124万円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8684万6000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第50号 令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分

について

○議長（沖野一雄議員）　日程第21、議案第50号「令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君）　議案第50号、令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　討論なしと認めます。

これから、議案第50号、令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和5年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第22　同意第4号　与論町教育委員会委員の任命について

○議長（沖野一雄議員）　日程第22、同意第4号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君）　同意第4号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

前委員の内野正世氏が令和6年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員）　提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員）　討論なしと認めます。

これから、同意第4号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員）　起立多数です。

したがって、同意第4号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第23 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（沖野一雄議員） 日程第23、諒問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により令和6年12月31日をもって、元井勝彦氏の人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある沖島範幸氏を推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。諒問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と認めることに決定しました。



日程第24 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（沖野一雄議員） 日程第24、諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により令和6年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、これまで人権擁護委員として町民の人権問題に携わってこられた松山陽右氏を引き続き推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。諒問第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

は、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第25 認定第1号 令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第2号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第3号 令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第4号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第5号 令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第6号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第31 認定第7号 令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第25から日程第31までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第25、認定第1号「令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第1号、令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第26、認定第2号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第2号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第27、認定第3号「令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第3号、令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第28、認定第4号「令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第4号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項

の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第29、認定第5号「令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第5号、令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第30、認定第6号「令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第6号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

日程第31、認定第7号「令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 認定第7号、令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第32 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（沖野一雄議員） 日程第32、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、池田理恵議員、川内恵司議員、吉田勉議員、吉田剛議員、原栄徳議員、高田豊繁議員、大田英勝議員、林敏治議員の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、池田理恵議員、川内恵司議員、吉田勉議員、吉田剛議員、原栄徳議員、高田豊繁議員、大田英勝議員、林敏治議員の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。
暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に高田豊繁議員、副委員長に原栄徳議員、以上のとおりですので報告を終わります。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月3日本会議（一般質問）です。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時42分

令和6年第3回与論町議会定例会

第 2 日

令和6年10月3日

令和6年第3回与論町議会定例会会議録
令和6年10月3日（木曜日）午前8時59分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵 議員	2番 川内恵司 議員
3番 吉田勉 議員	4番 吉田剛 議員
5番 原栄徳 議員	6番 遠山勝也 議員
7番 高田豊繁 議員	8番 大田英勝 議員
9番 林敏治 議員	10番 沖野一雄 議員

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

町長 田畠克夫 君	副町長 山下哲博 君
教育長 中山義和 君	総務企画課長 龍野勝志 君
会計管理者兼会計課長 柳田庫呂 君	税務課長 坂元守 君
町民生活課長 山下高明 君	健康長寿課長 山下真紀 君
産業課長 堀田哲也 君	耕地課長 喜村一隆 君
商工観光課長 麓誘市郎 君	建設課長 補分望嗣 君
水道課長 富永淳 君	環境課長 大馬福徳 君
教育委員会事務局長兼学務課長 竹村栄作 君	生涯学習課長 松村誠司 君
与論こども園長 吉田朋子 君	茶花こども園長 川北英代 君
児童発達支援センター所長 阿野齊 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林健太郎 君 書記 谷山智美 君

開議 午前8時59分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。まず先般の台風13号、14号は私たちに大変な影響を受けないで恵みの雨をいただきまして、大変干ばつで産業振興課も苦労しておられましたが、きびとか飼料が伸び伸びと育っておりまして一安心いたしました。また、先の町議選挙では、職員の皆様方の昼夜にわたる御苦労をいただきまして、ありがとうございます。御苦労さまでした。

それでは、早速一般質問に入りたいと思います。

1 南海トラフ巨大地震等大規模災害や船便の長期抜港・欠航時の町民生活の保全について

(1) 大規模な南海トラフ地震等の大規模災害に伴う物流停滞や、船便の長期抜港・欠航が発生した際の生活物資類の確保は深刻な状況が懸念されるが、町民の生命や生活を保全するため食料備蓄等の危機管理態勢について、条例整備や関係団体との連携協定、設備施設等について町長の考えを伺います。

2 畜産業不振に対する対策について

(1) 子牛価格の低迷や飼料、肥料価格高騰に対する国等への陳情・要望活動展開と今後の対策について町長の考えを伺います。

3 南三島の連携体制構築について

(1) 徳之島・沖永良部・与論島の南三島が連携し農業振興や社会インフラ等各種振興対策を推進する必要があると考えるが町長の考えを伺います。

4 子育て支援体制の拡充について

(1) 少子化子育て政策は町長のマニフェストの主要骨子であるが、島外出産支援や子ども医療費、保育料、給食費等について、現行制度の拡充を図る必要があると考えるが、町長の考えを伺います。

(2) 職場内における職員の育児等に対する理解と特休制度等の拡充が必要と考えるが、町長の考えを伺います。

5 若者定住化促進用の民間資金活用型住宅整備制度の構築と実施について

- (1) 本町の住宅不足は深刻であるが、公営住宅整備と並行して民間資金活用型住宅の整備が急務と考えるが、条例制定や事業希望者との意見交換を図り、早期実行する考えはないか町長の考えを伺います。

6 ふるさと納税制度推進強化対策について

- (1) 町の財政力強化や各種政策推進、6次産業振興の上からも個人版・企業版ふるさと納税増嵩対策が喫緊的課題と考えるが、町長の考えを伺います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） おはようございます。今、高田豊繁議員からありました質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

外海離島である本町にとって、大規模な地震や津波、連続して襲来する台風やスーパー台風などにより、港や空港が使用不能となった場合における災害応急時の食料や生活物資類の確保をはじめとしたさまざまな問題について、今後早急に検討し必要な諸対策の検討や、危機管理態勢の強化を図らなければならないと考えています。

食料備蓄等に係る関係団体との連携協定等については、町内の大型スーパー等や各事業所、各自治公民館などとの連携協定の検討を進めるほか、各家庭や事業所等においても普段からの災害備蓄に努めていただくよう啓発に努めてまいります。

また、町における災害備蓄の保管については、各公共施設や自治公民館等での分散備蓄や、賞味期限のある備蓄品等の適正管理についても検討してまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

御指摘いただいたとおり、本町の畜産業をめぐっては、長引く子牛取引価格の低迷に加え、燃油、肥料等資材や粗飼料、配合飼料等の価格高騰などさまざまな課題に直面しており、畜産経営は非常に厳しい状況となっています。

全国的に畜産業を取り巻く状況は非常に困難なものとなっていますが、肉用牛生産において鹿児島県は黒毛和種の飼養頭数全国1位であり、その中でも大島地区は肝属地区に次ぐ飼養頭数となっています。このことから、大島地区の農業生産における畜産業の割合は非常に高くなっています。今後とも県や奄美群島各自治体と一体となった国への働き掛け、特に鹿児島県選出国会議員への積極的な要望活動の展開が必要と考えています。

輸入粗飼料等の高止まりは今後も続くことが予想されるため、町としては、これまでに引き続き自給粗飼料生産の増加を図るなど、徹底的なコスト削減を進めていくとともに、優良素牛の導入や畜舎環境整備等による良質な子牛生産を推進し、農家所得の向上を図ってまいります。また、本町の限られた農地の有効利用のため、

耕畜連携をなお一層推進し、さとうきび、園芸、畜産等、本町の地域特性を活かした農業が効率よくかつ、生産性が上げられるよう、有益な農地利用を進めてまいります。

質問事項の3、要旨1にお答えいたします。

徳之島、沖永良部島、与論島の南三島は、古くから歴史や文化などのつながりが深く、地理的条件や社会的条件が近いことから、これまで以上に各島が連携し、南三島の振興を図っていくことが必要であると考えています。

本年7月には、こうした南三島の首長の皆様の共通認識のもと、南三島地域振興協議会が発足したところです。当協議会は、南三島の島民の生活の安定及び医療、福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、戦略産業の育成による雇用拡大や定住促進、観光の推進等による交流人口の拡大促進等のための事業を実施し、南三島の振興を図ることを目的としています。

本町といたしましても、当協議会等を通じ南三島との連携をより緊密にし、各種振興策を推進してまいりたいと考えています。

質問事項の4の要旨1にお答えいたします。

島外出産支援については、出産前後の交通費や宿泊費の大部分を補てんする助成金があり、保育料については令和元年度より一部無償化、子ども医療費については今年度より無償化を実現したところです。国の制度拡充による支援もあり、子育て世帯の負担軽減を順次図っていますが、こども園の給食費については無償化の検討段階にあります。少子化子育て施策は喫緊の課題ですので、今後ともより良い制度実現に向け迅速に取り組んでまいります。

質問事項の4の要旨2についてお答えいたします。

現在、本町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、規則で定める職員の育児等に関する特別休暇とその期間については、「職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務をしないことが相当であると認められるときの特別休暇は、当該期間内における5日の範囲内の間」となっています。

そのほか、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇は、1の年において5日の範囲内の期間」となっています。

町として子育て支援の拡充に取り組んで行く中で、役場の職場内においても、子育て中の職員が子育てしやすい環境づくりに努め、職員の育児等に係る特別休暇制

度の拡充についても検討を進めてまいります。

質問事項の5、要旨1についてお答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、本町における住宅不足の解消は、今後の島づくりを進める上でも喫緊の対応が必要な重点課題であると認識しています。

去る令和5年3月には、議会の皆様の御審議と議決を賜り、与論町営単独住宅条例を制定し、公営住宅法のしばりを受けずに、より幅広い需要に対応が可能な与論町独自の公共住宅の整備及び管理が可能となり、現在、同条例に基づく住宅の建設に向けた準備を進めています。

また、令和5年7月には、町営住宅整備における民間活力の導入可能性について検討する与論町住宅官民連携可能性調査を実施しています。

本町といたしましては、上記調査の結果や住環境整備に関する各種計画を踏まえ、引き続き住宅整備に係る新規手法の検討や、町内に存在する空き家の撤去及び再利用、町内での住宅賃貸業分野の振興に資する環境整備など、本町の住環境問題の解消に向けた方策を全方位的に検討し、取り組みを進めてまいります。

質問事項の6の要旨1についてお答えいたします。

個人版ふるさと納税の受入額は、令和2年度から8000万円を超えるようになり、令和3年度に1億500万円とこれまで一番高く、令和5年度は8700万円となっています。

ふるさと納税は、地方を応援したいという人たちが、その気持ちを寄附に託し、返礼品を受け取るというものです。本町の魅力を理解していただき寄附につなげる工夫や魅力的な返礼品の開発に努め、個人版ふるさと納税の強化を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税は、内閣府から認定された地域再生計画の支援措置として活用されることから、現在、地域再生計画を策定し国に認定の申請を行っており、本年11月中旬からの受入開始を予定しています。地域再生計画は、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする第2期与論町総合戦略をベースに策定しており、「島内外の活発な交流の創出」、「安心して暮らせる多様な居住環境の創出」、「町民が力を合わせて生きがいづくりに取り組む」の3つを基本目標に掲げています。今後は、企業版ふるさと納税のPRも行い、納税増に努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございました。それでは、最初の南海トラフ関係ですが、全体的に今の町長の答弁で十分納得はいたしました。それで、多くは行わないですが、若干再質問、また提案をさせていただきたいと思います。私どもが恐れています南海トラフ巨大地震、先般もその予兆を示されたのですが、これはもう

本当に首都直下型南海トラフ沖地震というのは、もう日本の非常に懸念される事態ですが、また頻繁に各地で災害も起きているということで、大変懸念されるのですが、各大学の先生をはじめ、地震研究所、そういった各専門家の見立てでは、やはり近いという見立てがほとんどですので、やはりこの影響は計り知れないところがありまして、仮に与論島に直接被害が軽微だといったましても、本土での物流の停滞、そういったものがかなり相当な影響をもたらすと思いますので、十分なる予備体制が必要だろうと思います。まずやはり町民の生命、生活を守る食料そして医薬品類の対策が必要であろう。そういうことでJAさんとか、あらゆる小売店、また病院等との連絡調整会議、そして食料類の備蓄のための施設整備も町民の安心・安全の観点からは必要でないかと思います。先ほどの答弁にもございましたとおり、そういった連絡調整会議等も含めて、ひとつ早急な対策、話し合いを進めていただきたいと思います。そこで、例えばの話ですが、遊んでいる施設もございますが、遊んでいると言ったらちょっと語弊がありますけど、この施設のことについてですが、急に新しい建物の施設は厳しいと思いますが、数年前に総務企画課の方でNTTから払下げを受けた旧辻宮電話局ですね、中学校の近くのですね。あの施設は、もう相当な強固な躯体構造をしているというふうに聞いているのですよ。例えば、セメントの量も、普通の民間の建物とかと比にならないぐらいのとにかく強度がある建物で、叶もそうですが、そういった施設を調査をされて、有効な利用ができるのか、そういった面をJAさん等とも話をしながら、こういうものを利用をやはり考えていただきたい。またあるいはコンテナ類ですね、こういったのもやはりこの間も町長とちょっと話をしたのですが、コンテナを冷蔵・冷凍コンテナ等も検討していく必要があるのではないかと。あとは水の確保ですね。水はその水道ですが、こういったのも災害が大きくなると考えていかなければいけないと思いますので、こういった町民がもうパニックにならないようなことを一応検討していただきたいなど、このように思いますので、しっかりと協議会等で話し合いをしていただきたいというふうに思います。総務企画課長、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 今、高田議員からお話のありました中学校の近くの高千穂神社の近くの、旧辻宮無線中継所跡の建物ですね、そちらについては、町の方に払下げをしていただいて、町の施設ということになっています。現在、そちらには図書館下の書庫がございますが、これが消防法にちょっと抵触するということで、その図書館下の書庫を移動しないといけないということで、今現在、辻宮無線中継所の方に、その一時移動先として保存する書類を移動している状況です。おっしゃるとおり、中に入つてみると非常に頑丈な建物で、これはどんな台風が来ても大

丈夫だなという感じはしていますが、また、水道課の方でも高千穂の貯水槽がありますが、その辻宮のところに貯水槽を新たにという考え方もまたあつたりですね、いろいろその施設については、利用価値があるものですから、いろいろな検討が今後必要かなということで思っています。備蓄倉庫、若しくはスーパー台風とかそういったときの避難所とか、いろいろなものに施設が利用可能かなということも考えていますので、またその図書館から移動した書庫については、一時保管というような考えですが、またそこの施設利用計画が定まれば、それに沿ってまた対応してまいりたいなというふうには思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 施設の有効な活用、あるいは図書類の厳選化もまた必要だということになりますし、デジタル化とあわせてそういう書類の量もゆくゆくは減ってくるかと思いますので、やはり命に関することが優先されるわけで、そこらを総体的にまた御検討をいただいて、今後進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして次の畜産業に対する対策ですが、先月の競りには町長も同時に参席されまして、畜産の競りの状況等を私も行って聞いたり見たりしていたのですが、やはり幅がかなりございますね。ですから、そういうことがあってはいるのですが、やはりトータル的に低いですよ。そういうことでこれを何とか乗り切るためには、生産コストの軽減化が必要だろうと思います。それとまた先ほどありましたように、南三島地域振興協議会ができたのは大きな前進だと思います。やはり大島本島と比べて、どうしても喜界も含めてにはなるのでしょうか、大島本島以外の島々にとっては農業がやはり基幹産業ですから、畜産そして糖業、こういったのがやはりメインになってきますので、南三島が特にまた有力な政治家の方々もおられますので、そういう方々と連携していただいて、そして郷土の今回の内閣改造で石破内閣の発足と同時に、幹事長職、農水大臣職という、そういう有力な政治家が就いたわけですので、そういう面からどうしても国の助成がまた必要であるかと思います。どうしてもこのウクライナ戦争が長引けば長引くほど、やはりその畜産の飼料高というのと、今朝も見ていましたが、やはり円安が進んでいくものですから、どうしてもやはり輸入価格等が高止まりするということ。先ほどもちょっとあったと思うのですが、志布志港に大体荷揚げされるそうですが、そこからのまた流通コストがかなり高止まりしているということもあります。そういうことで、畜産飼料の自給化とこの畜産飼料の輸送コスト支援等に対する輸入コストもですが、これにはやはり助成策がかなり必要であると思いますので、そこら辺はやはり政治の力でないとどうしても解決できないところがございますので、南三島力をあわせて、波状的

に霞が関通い、永田町通いを頑張っていただきたいと思いますので、町長、お願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 高田豊繁議員の質疑に対してお答えいたします。

高田議員がおっしゃるように、やはり奄美大島全体、喜界島含めて、やはり基幹産業が糖業、さとうきび、そしてまた畜産業。今、さとうきびの方はもう政府の買い上げ、そういったトン当たりのあれがもう政府の方で決められるのですが、今、子牛の競り値がどうも伸びないのは、当然、牛の枝肉がもう倉庫に満杯というか、そういう状況があると。前の野村農林水産大臣が、どうもそこら辺がはけていないので、いろいろ情勢はあるのでしょうか、そこら辺が流通していないから、そこを何とかするように今政策をしているみたいですが、なかなかそこがうまくいっていないというのが、1つ子牛のその理由に挙げられました。あと、森山裕先生は、与論は優良素牛、良い牛を少数で飼って、そういうところの技術とかに特化してやれば、そういう状況を乗り越えられる1つの方策として挙げられるのではないかという御助言をいただきました。おっしゃるように、単町で与論町だけで陳情というわけにはいかないので、高岡秀規代表町長を中心に畜産また糖業に関しましても陳情して、強く要望してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはり私どもが望んでいたのですが、今回の森山先生の幹事長就任というのは、これはもう本当に力強い存在でして、特に大隅出身でもございまして畜産に関してはものすごい情熱と識見の高い方ですので、御理解いただけるかと思いますので、十分におねだりと言つたらちょっと失礼があるかと思いますが、お願ひをして何とかできるように、一歩でも二歩でも進められるように、農家の今の厳しい現状を解決、前進できるようにひとつお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

それに続きまして、社会インフラのことですが、私どものメインラインのこの港湾空港ですね。こういったのは非常に大事なことでございまして、名瀬の港は国的重要港湾として、防波堤拡張工事等、大変国が積極的にやってくれまして、極めて安全性の高い港です。また和泊は、今般自衛隊、海上保安庁の利用効果を高められるような特定利用港湾に指定されまして、国がこれも防衛庁を中心にしてやっていただけるだろうと思いますが、この与論の場合、大変島が低いということもございまして、風に対して弱いという茶花も供利もそういうことでして、特に上りが荷物が少ないせいもあるかなとちょっとがつた見方も考えるのですが、やはり条件付きというのが例えば出産後のお母さん方にとっても、弱者にとっても、この条件付

きというのが非常に不安でたまらないというのがあると思うのですよ。それはみんなそうですが、そういうこともあります、やはりなるべくこの不安が少しでも軽減化できるように、これもやはり政治の力でないとできませんので、ひとつこの点もお願いしていくという努力が必要かと思いますので、町長、お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 抜港条件付きのその条件については、こちらからサイドでそれはマルエーフェリー会社側が、そういう港内状況にあって、必ず着けられるという保証がないときには、そういう前もった情報で条件を出しているという船会社である。それにつきましては、こちらのサイドで条件を付けないとかそういうことは言えません。高田議員がおっしゃるのは新しい港、岸壁のそういう御意見でしょうが、今そこが抜港条件の即に解決できるような率が軽減できるような、そこだと私は考えておりませんので、何とか今現状ある供利港、そして茶花港の今整備を進めていますので、茶花港に関してはかさ上げ等とか、あと供利港に関しては傷んだ防舷材ですかね、そういうところの補修とかというところでやっています。また、長期的に考えればそういうところもあるのでしょうか、今現在としては新しい港を建設するような要望等とか、そういったのは私の方では考えていません。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはりこういった空港港湾というのはですね、中期、長期という視点で物事を進めていく必要があるかと思いますので、そういう総体的な考え方方が必要だろうと思います。

その次に、ちょっと項目を読んで先に進みますが、子育て支援体制の拡充についてに入りたいと思いますが、日本は御承知のようにO E C Dの加盟国の中でも所得が非常に低いということで、これは令和5年度のデータでしょうけど、世界で29位という低所得になっています。そういうこともございまして、安倍政権も打ち出した1億総活躍社会ということがあります、やはり共働きというのが主ですね。そういう中で、そういう所得の関係もあって少子化の影響もこれに付随して出てきているのではないかという、一種の国内における社会問題の1つでもあるのですが、こういった問題を社会が悪いということで片付けるのではなくて、それをやはり末端の自治体もできる限りの努力をして、この解決を図っていくというのが私どもの努力ですので、こういったのをひとつ取り組んでいく必要があると思います。先ほどの答弁の中ありましたように、子ども医療費については、今年度より無償化を実現したところであると、保育料については、令和元年度より一部無償化をしてきたところであるというふうに、こども園の給食費についても無償化の検討段階にあるということで、非常に喜ばしいことですので、ひとつ今後も拡充を図つ

ていただきたいと思いますが、例えば、先日ですが、主に島外出産支援に対する丁寧な説明をいただいたところです。そこで、やはり県も4、5年前ぐらいから、この離島における出産支援ということで、県の方から助成をいただいているのですが、今、本当に沖永良部もそうだと思いますが、与論も産婦人科医がなかなかお願いできないという状況にあります。昔、与論に診療所があるときは、産婦人科医の先生もいらっしゃったのです。ところが、今、奄美病院が民営化されているのですが、これもやはり病院側の話を伺いしますと、なかなか先生が御了解がいただけないということなのですよね。そういうことで、どうしても我々の離島というのは、沖縄あるいは鹿児島本土に行って、出産をせざるを得ないという状況にありますし、その内訳、出産費用等に交通費と宿泊旅費等についてお伺いしたのですが、今、まだ実際実費に至っていないというのが現実なのですよ。それで、まだまだそういうところまでいっていないので、これがやはり本土との格差であろうと、離島におけるハンディということで甘んじてばかりでおられませんので、こういった面の改善をしていく必要があると思います。また、石破新政権は、地方の発展なくして日本の発展、未来ないと、このようにおっしゃっておりまして、今後地方創生推進交付金予算の倍増拡充を打ち出しておられます。そういう中で、やはり地方の過疎化対策を図っていくためには、どうしてもこの出産支援、子育て支援を拡充する、都市との環境格差をなくしていく以外にはないわけですので、地方から都市部にばかりこの人口が流出してしまいますと、ますます老人ばかりが残る島になってしまいますので、ここら辺は十分な対策が必要であると思います。そういうことで、これからでもそういった新内閣の発足とあわせて、こういった推進交付金がかなり交付される見通しがついていますので、今のうちからこういったことを前提に対策を取られていく必要があると思いますが、総務企画課長、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員）　龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君）　高田議員がおっしゃるように、離島のハンディに甘んじることなくという考え方には、非常に大事かなというふうに思っています。少子化の中でやはり出産への負担というものがあって、少子化にブレーキがかかっているというようなことを少なくするためにも、出産支援それから子育て支援、そういうことにはまた十分離島だからということではなくて、政策をまた考えていかなければいけないなというふうに思っています。その地方創生ということで、またいろいろ政策が出てくるかと思いますが、いろいろな補助金制度とか国庫補助が出てきてから政策を考えるというのではちょっと遅いので、今のうちからこういったのを見越して政策が出てきたときに、すぐそれを活用できるようなことが必要だと思いますので、その辺また取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございました。それからですね、職場内にも子育てをされていらっしゃるお母さん方が数人おられる。これは大変喜ばしいことですが、そういった職員の方々が、子供の急な発熱とか緊急事態が発生することも多々ある。あるいはこども園、学校の行事等にどうしても出席しなくてはならないということもあるでしょう。先ほどございましたように、特休が「1の年において5日の範囲内の期間」ということで、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」となっていますが、ここらあたりも、これは時間の刻みで取れるようになってはいるかと思いますが、やはりここら辺の拡充と、それからやはり職場全体でこの子育て真っ最中の職員に共に寄り添って支え合う体制が大事ですので、ひとつそういう環境づくりを職員全体で考えていく必要があるかと思いますが、山下副町長、ひとつお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

本当に役場においても出産とか育児の支援というものは、職員全体が理解を示し環境を整えて、そして職場の雰囲気をよくするとともに、男性、女性ともに気兼ねなく、育児休暇制度を使えるようにしていくためにも、課内における事務分掌の適宜見直しなどの対策も講じながら、仕事と育児が両立できる環境づくりを努めてまいりたいと思います。御支援どうもありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 山下副町長は、大変柔軟な考え方を持っていらっしゃる優秀な方でもございますので、ひとつ人材配置等もそういった環境づくりをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次にいきたいと思います。若者定住化促進用の民間資金活用型住宅ということについてですが、先ほどの御答弁の中で、与論町住宅官民連携可能性調査にすでに入っていると、それから与論町単独住宅条例を制定しているということです。これは大変な進歩、進化ですので、ありがたいなと思います。叶地区が昨年できました。そして西区も城団地も過年度においてできているのですが、居住者を見てみると若者世帯も大分入っていらっしゃるということもありまして、与論島全体の住民があまり減っていないという対策の1つの要因にもなっていますので、大変先般の決算審査の中でも、建設課の所管に係るこの事業がかなり相当の中身が濃いということで、感心をして見ていましたところですが、やはり今後こういった条例整備等とあわせまして、建設業者等との話し合いもまた重ねて、早急な推進を今後図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、これは所管は建

設課になりますか。では、建設課長にお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 堀分建設課長。

○建設課長（堀分望嗣君） ありがとうございます。建設課としてもですね、今年度でストック総合改善事業も終了します。それで来年度から、いろいろな可能性を秘めた赤佐のところの方にもちょっと基金を積み立てたりして、また建設予定です。そういう建設課もちょっと内容が濃い課なのですが、職員一同頑張ってまた住宅を増やしたり、また民間の方に建てていただくような働き掛け、その辺も行ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） そこで、今やはり業界等、国内でも大きな問題があるのは、物価の高騰、資材の高騰の大きな問題があります。それで先般、県の体育館も入札が不調に終わったという大きなショッキングな件がありました。やはりその予想以上にこの建設資材の高騰、あるいは労働賃金の高騰が高止まりしているということ、そして円安の進行、また労働者の不足ですね。こういったものがやはり私ども離島における建築の環境をさらに悪化させているというところもございますので、そこら辺も十分に建設業界と話し合いをされて、やはり今後この実態に合うようなこと、また県の建築課との対策等もまた話し合いをする必要があるかと思いますし、建設単価の問題もあるかもしれません、そこら辺のことも業界と話し合いをしていただくことも必要かと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、時間も近いですけど、ふるさと納税について触れてみたいなと思います。今回の議会でこの地域再生計画のことが出ました。企業版のふるさと納税は、もう発足してからかなりの年数が経っているのですが、やはり個人版のふるさと納税とあわせて、この企業版のふるさと納税を進めていくということが、私どものこの財政力が脆弱な町村においては、この一般財源というのがいかに大事かということですので、今後もこの制度を十二分に活用して拡充を図っていく努力が必要です。どうしても国が100%の事業というのはなかなかございませんで、事業をしようとしても、やはり農政もそうですが大体50%がいいところで、住宅整備もですね。起債のほかにそういった裏負担がかなりかかるわけで、そういった一般財源がないと、この事業はもうやろうにもできないということですので、福祉の問題、先ほどの子育ての問題含めて、やはりこれから進めなくてはならない給食センター、教育委員会の所管に関する施設整備も、どうしても起債とあわせて一般財源がないと事業はできないわけで、そういうことで、この努力を町民の税収を上げるというのはなかなか厳しいわけですから、そういったことを努

力していく必要があると思いますので、私どもも何かできることがあれば、そういうことも一緒にさせていただきたいなというふうに思います。町長もこれは営業マンもかねていらっしゃるわけですから、ひとつ東京も鹿児島もですが、このお願いを今回の再生計画が認められた後の企業回りもまた非常に有効かと思いますので、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 高田議員、ありがとうございます。

今、担当が進めている地域再生計画が11月には承認されると思っています。それを機に、11月22日が国会議員の地方要望がありますので、それにあわせて東京を中心に東京与論会を通じて、いろいろな方が大成功しておられて、そこに企業版ふるさと納税などの説明をしながら、町のために支援していただけるような話をしていくということで今計画をしています。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それからまたふるさと納税の返礼品として、これが伸びていくことによって、また返礼品の生産意欲も非常に高まってくるのではないかなど、島内の6次産業も、また6次産品もですね、新たな開発拡大もまた期待できるのではないかと思いますが、麓商工観光課長、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、ふるさと納税におきましては、やはり魅力的な返礼品というのが、額を伸ばす1つの大きな鍵となっているのかなと思っています。商工観光課としましても、2年前からふるさと納税の方から一部お金をいただきまして、特産品の魅力化とか開発の方の支援も実施しております、これも継続しまして、より魅力的な特産品、返礼品の造成をしてまいりたいと思っています。それから、もう一つ返礼品としましては、物の返礼というだけではなかなか伸ばしづらいというところがありますので、今年度魅力的な体験というか、与論でないとできないような体験の方も少し高額な寄附の返礼品としては、非常に有効なのではないかなと思っておりまして、これもちょっと今掘り出しをしまして、モニター等もしながら返礼品の1つとして加えていければなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ひとつその物だけではなくて、そういった今おっしゃられたレジヤー関係とか、倫理上も含めてですね、そういったツーリズムに関する返礼品もまた大変有効かと思いますので、この与論島で癒しができるという体験も必要かと思いますので、そういったものも商品の造成をしていただいて、知恵を出してア

イデアを出して、総務企画課とまた連携して、なるべくわくわくしてふるさと納税ができるような体制を、ネット上で広告をかねてひとつ出していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。ちなみに鹿児島県の近く、県境ではありますが、宮崎県の都城市で、最近非常にそういう子育て真っ最中の方々の移住・定住が増えてきているというふうに聞いていますが、ちなみに令和5年度にふるさと納税をいくら集めたかというと、193億円集めているのですよね。それから、志布志市が68億円、南さつま市が63億円、しばらく大崎町がナンバーワンだったので、私ども議会も大崎町にお伺いしたことがあるのですが、大崎町はウナギとか黒毛和牛とかが主な返礼品だったのですが、こちらも45億円という額を打ち出しているのです。そういうことで、こちらの先進地も私どもは小さい島ではありますが、やはり行って勉強するということが非常に大事ではないかなと思いますので、私は出張旅費の増額が悪しきという認識ではなくて、こういうのはやはり有効に活用することによって、また大きな成果、結果をもたらすかと思いますので、総務企画課長や副町長はこういった点も自ら積極的に先進地研修に行かれて、このふるさと納税の対策、目標というのをしっかりとしたものにしていただきて、やはりこれを強力に推進していただきたいと思いますが、お二人のちょっとと考えをひとつ、覚悟をお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） 私の方から、それではお答えしたいと思います。

確かにおっしゃるとおりで、やはり地元の商品は売るためには、人間を売るというか、つなぐことだと思います。しっかりとまた研修も含めて、近くには徳之島の方が今ふるさと納税は非常に高いですが、徳之島に負けないぐらいの気持ちで研修も頑張り、訪問もしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） このふるさと納税というのは、やはり与論町を応援したいという方が寄附としてふるさと納税をするわけですので、まずベースとなるのは、やはり与論町が魅力ある島であるということがあって、その上で返礼品が揃っているということになってくると思いますので、そういったところで、与論町がどういったまちづくりをしたいのかといったところをまた打ち出して、それに賛同していただける、応援していただける方が与論町に、返礼品の品物とか数とかそういうものは不十分かもしれません、与論町を応援したいという方を獲得することが、一番大事なことかなというふうに考えています。そのやり取りの中で、申し込んだのだけどなかなか返礼品がまだ届かないといったことも多少あるわけですので、そういうところもまた注意しながら、ちゃんと精査しながら返礼品の選定

もしてまいりたいと思っています。やはり魅力的な返礼品を揃えるということは非常に大切なことですので、今後また旅行商品とか、物だけではなくてソフト的な返礼品、そういったものもまた知恵を絞りながらしてまいりたいと思います。これは非常に貴重な財源となるものですので、企業版ふるさと納税とあわせて、また今後強化してまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 最後になりますが、その寄附をいただいた後は、やはりその業者に委託しているところもありますが、きっちりと御礼をする、御礼状を出すということを忘れないで、心してまた頑張っていただきたいなと思います。時間になりました。これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時55分

再開 午前9時56分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 9月の定例会におきまして、初めての一般質問をさせていただく前に、誠に僭越ではございますが、思いの丈を述べさせていただきます。

私の所属する参政党は、国民が政治に参加する党と書いて参政党です。2022年に国政政党となり、現在国会議員1人、国政改革委員約80人、地方議員137人、党員数約7万人、全国に282支部設置されています。国益を守り、日本の精神・文化・伝統を活かした調和社会のモデルをつくり、日本の自立と繁栄を目指しています。派閥を生むためでもなく主義主張を一方的に伝えたいではありません。国民一人一人が足元からできることに意識を向け、さまざまな学びと実践を通して、主体となって社会をつくりていき、日本という国を次世代につないでいくことを目的としたプラットフォームです。ここでの学びを活かしつつ、町民の皆様の思いに寄り添い、耳を傾け、共に行動し、与論島の精神・文化・伝統を活かした調和社会のモデルとより一層の発展を目指し、初心を忘れず、労を惜しまず、愚直に任期を全うする決意です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、先に通告いたしました一般質問をさせていただきます。

1 持続可能な観光地づくりについて

- (1) 先日、与論町、ヨロン島観光協会、日本航空、日本エアコミューターの4者が、持続的な観光推進に向け契約を果たし、G S T Cに基づいた観光地づくりを目指していく方針が明らかになったが、有効期限である2027年までにどのような観光地づくりを推進していくのか考えを伺いたい。
- (2) 環境や社会の持続可能性に配慮した「エシカル」という考え方で、文化・自然・特産品などを活用した地域ブランドとしての持続可能な観光地経営に取り組む考えはないか伺いたい。

2 島の将来を担う子どもたちについて

- (1) ゆんぬ学海洋教育では探究学習を通し、未来社会を主体的かつ協働的に切り拓くために必要な資質・能力「島だちの力」を身につけていくための学びを推進していますが、この目的を達成するための指導者側への育成はどうに行われているか伺いたい。
- (2) 学習者が自主的に学ぶ教育環境づくりの一つとして、現在の宿題のあり方はどのように活かされているのか現状を伺いたい。

3 子育て支援について

- (1) 子育て世代を含む各家庭に対し、生活用品（食料、衣類、学習用品等）をはじめとする直接的な物資支援制度の導入又は、既存制度拡充について考えを伺いたい。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 今、池田理恵議員の質問1、要旨1についてお答えいたします。

本町は、2021年度より、岩手県釜石市などの全国8市町と連携し、持続可能な観光の国際基準を活用した観光地域づくりに先駆的に取り組み、世界の持続可能な観光TOP100選に2度選出されるなどの成果を残しました。

他方、日本航空は、国際基準に基づく持続可能な観光に関する地域支援を行う方針を本年2月に発表し、その第1号として去る9月4日、本町との覚書の調印を行ったところです。

この覚書に基づき、2027年までに取り組む具体的な事項といたしましては、日本初となる持続可能な観光の第三者地域認証の取得を基軸として、宿泊施設の第三者認証の取得支援やサステナブルガイドラインの実践支援による観光事業者への持続可能な取り組みの普及、地域貢献や学びのある旅行商品の造成販売により、島の環境や文化、島民の暮らしに配慮・貢献できる「責任ある旅行者」の誘客、持続可能な観光の推進のために必要となる法定外目的税等の新しい安定財源の確保につ

いて、JALグループや観光協会と連携して進めてまいります。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

本町が活用している持続可能な観光の国際基準においては、社会・経済、文化、環境について、適切なバランスを取りながら観光開発を行うことが求められており、人や社会、環境に配慮した倫理的な消費を心がける「エシカル」という考え方との共通点は多いと考えます。現在、本町ではこの国際基準に基づいた持続可能な観光地経営を目指し、取り組みを進めています。

一例として、先人から引き継がれてきた島の自然環境や文化などの価値を再認識し、必要に応じて観光にも活用することで新たな経済価値を創出するとともに、それらの保全・継承につなげることを目指し、観光プログラムの造成とルールづくりに取り組んでいます。

また、地元産品を活用した特産品開発や観光事業者における地産地消の推進、環境や文化などに配慮した特産品やプログラムの積極活用などにも取り組んでいます。

このような取り組みや考え方を盛り込んだ飲食店や宿泊施設向けのサステナブルガイドラインを昨年度に策定しており、本年度はJALグループとも連携し、地域への普及とブランディングを行いつつ、持続可能な観光地づくりの考え方に対する「責任ある旅行者」の誘客にも取り組んでまいります。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

未就学児の物資支援については、きめ細かな支援が困難であるため、こども園等において国の助成制度などを活用した保育サービスを充実させていくことで、より良い子育て支援が提供できるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員の質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

ゆんぬ学海洋教育を推進するためには、まずは赴任した教員が与論島の魅力を感じ、子供たちと共有することが大切です。今年度は4月に高校の教員を対象にしたマリン体験と、夏休み期間中に海を楽しむための講話等とSUPやシュノーケルの体験活動、三線教室を計画いたしました。夏は天候に恵まれず、SUPやシュノーケル体験は中止となりましたが、三線教室には19人の教員が参加しています。

また、小・中・高校の海洋教育担当者が年3回程度集まり、海洋教育部会において海洋教育のあり方・進め方を確認したり、進める上での課題の共有・解決策などを話し合ったりする場を設けています。この部会で話し合われた内容は、各学校に持ち帰り職員で共有しています。

このほか、全職員を対象に講演会等を開催しており、6月の海洋教育魅力化シンポジウムや11月にある海洋教育部会後の講演会では、希望する教員が参加し、海洋教育の意義や進め方等について学ぶ機会となっています。

このような研修を通して、指導者の育成を図り海洋教育「ゆんぬ学」の充実を図っています。

次に、質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

宿題を含めた家庭での学習の進め方としては、それぞれの学校において家庭学習の手引きを作成・配布し、児童生徒や保護者に学び方を知らせています。

宿題については、家庭での学習習慣の定着を意識し、漢字やドリル、プリントを学年に応じた量として、また、授業の進捗にあわせて適宜課題として出しています。小学校では、中学年から自主学習として1ページ、自分で課題を決めて取り組むようにしており、内容は復習・予習やテストのやり直し等で、どのようなものをするべきか担任が助言したり、友だちのノートを紹介したりして、よりよい自主学習ができるようにしています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。私よりの質問事項1、要旨1の方から再度質問をさせていただきたいと思います。

ただいまG S T Cを具体的に取り組むと発言をいただきました。この具体的に取り組むことによって、未来にある与論島の姿というものをお聞かせいただけますでしょうか。町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 池田理恵議員の今のG S T Cにおける未来の与論の観光、そうですね、町長が未来の観光を1人で語るというところもいかがなものかと思いますが、私は観光協会長を10年やっていました。そのときは、やはり観光というのはだんだん変わっていくのですよね。今まで修学旅行に見るような団体みたいな、1つのバス、ワンバスというそれを埋めて、それを次々旅行会社が、エージェントが送るような観光が20年前ぐらいまでは主流としていた。それが、だんだんメガネの絵柄に象徴されるような、自分で個人で癒しを求めている旅をするような観光がだんだん多様性をと。これから先、どういう観光、ここに書いてある持続可能な観光地TOP100選に2度選ばれた、これからやはり国際基準といったものを求められると。何十万人という観光を呼び込むというそういう島ではなくて、いろいろなところから与論島を知ってもらって、与論島に来ていただく。そして、さっき次の質問にもありました「エシカル」みたいな、与論に来ても与論に負荷を与えるそういうお客様ではなくて、観光客ではなくて、与論のために何か負荷を与

えない観光、ただ単に与論に来て、いろいろなものを消費してごみとして出していくというそういうお客様ではなくて、島の人たちとも交流をしながらこうやって触れ合って、そういうお客様が増えていくような、そういうところを目指すような感じではないかなと私自身は思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 町長ありがとうございました。過去から今、そして未来に向かって、このように観光の姿というのは変わっていく、そしてこれから目指すものというものが持続可能なために、みんなで観光客の方もこの島のために何かできることということで、目指しておられるというふうに理解いたしました。だからこそ、また島のおもてなしの心で精一杯お客様を迎えて、より一層島がより良い島として輝いていけるように、皆さんとともに努力していけたらいいかなと感じています。是非そのように進めていただきたいのですが、以前、プリシアリゾートヨロンさん、和歌山大学観光学部とも協定を結び、持続可能な観光地づくりを目指されておりましたが、現在はどのような状況かお伺いいたします。町長お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 多分、第三者地域認証ですかね、宿泊施設の。詳細については多分私の方ではなくて、商工観光課の方でしか把握していないと思います。いろいろな内容そのものが僕自身が全部知っているわけではなくて、それを取るためにいろいろな項目があってですね、そこを取得して、そこがひとつ行政ではなかなか宿ごとに、そのそういうことの指導というのはなかなかできないと思うんですね、そのガイドラインがないと。そこは、制度をもってその認証を取得することによって、観光の宿の質が上がったりすることを目的としています。その内容について、もしあれであれば、担当の商工観光課の方から説明させていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） では、今の町長の答弁のとおり、担当課の方にお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） ありがとうございます。

今御質問がありました、以前の4者協定につきましてですが、こちらにつきましては、与論町と観光協会それから和歌山大学観光学部とプリシアリゾートさんの方で、持続可能な観光の推進に関しまして、4者協定を締結しています。令和4年度ではなかったかなとちょっと認識をしていますが、これにつきましては、そういう

たG S T Cに基づきます取り組みを、事業者さんの方でもやっていただきたいというのがありまして、そのときにプリシアさんの方も、先ほど町長からもありました第三者認証の方をホテルとして取得をしていきたいというような意向を示されておりましたので、それでは、私どももそういったノウハウがなかったので、テストケースといいますかモデルケースということで、プリシアさんの方でできることを実践していただくということで取り組んできているというところです。研修会ですか、ホテルの中のいろいろな認証に基づくチェックとかを実施をしたということでしたが、昨年度はあまり活動ができなくて、今年度また改めて今J A Lさんも加わって、第三者認証取得を目指して具体的に取り組もうということで打ち合わせ等をさせていただいているというところです。和歌山大学さんとも一緒に取り組んだ中の1つの大きな成果としましては、星空観察の中での光害の軽減ということで、以前すごく明るかったのですが、リニューアルにあわせまして和歌山大学の指導も受けまして、今、ほとんど光害に対応した屋外照明に替えていただいているというところです。また、具体的な取り組みとしまして今動いているのは、地産地消の取り組みということで、島内産の農水産物をちょっと活用したいということで、産業課の方とも連携をして、今農家さんと調理の方とかと実際現場に行って交流をしたり、どういったものができるのかということを具体的に動いているというところです。あと、今J A Lさんとも直近また動くのですが、第三者認証につきましては具体的なまた打ち合わせをして、認証に向けた支援を行っていくということで考えているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございました。先ほどもおっしゃったとおり、G S T Cとは国際基準です。今回は有効期限というものが示されておりましたが、やはりここがたとえ過ぎたとしても、思いが継がれ、できることは継続していくような工夫、働き掛けが持続可能な観光地づくりとして必要に思います。途中、担当が変わるなどして守られないということがないよう、周知徹底をそれぞれの業者様とも交わしていただけたらなと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 今、池田理恵議員のおっしゃった質問ですが、担当者が変わったからといって、想定2027年まで取り組むというのはその期間であって、それ以降も、それが終わったからといって、そういった観光行政の施策が終わりではなくて、それをまた未来に向けて引き継いでいく。それは間違いなく進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。このような国際基準を達成した地域として、認定いただることは誠に名誉であると思います。これに向けて努力された皆様方に深く感謝を申し上げ、次に移りたいと思います。

質問事項1、要旨2ですね。環境や社会の持続可能性に配慮した「エシカル」という考え方で、文化・自然・特産品などを活用した地域ブランドとして、持続可能な観光地経営に取り組む考えについて再度質問いたします。与論町の特産品を開発、流通するに当たり、現在の成果や課題などがございましたらお聞かせください。産業課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

特産品の開発流通に関する課題ということですが、非常になかなか長年何かしらできないかということで、いろいろ取り組んでいるところですが、目に見えた成果ができていないというのが実際のところです。その地域の特性の中でどうしても第一次産業のところで出荷ということですが、先ほど高田議員からもありましたようなその出荷、生産、販売までできる6次産業化というのも進めていかなければいけないというところは、常々ですが、なかなか現状としてはきちんと目に見える成果というのはできていないところです。何かしらでも、与論の場合ほかの地域とまた違って、観光というすばらしい材料がありますので、そちらの観光に向けたお土産の開発という面では、すごくフィールドとしてはいい場所がありますので、そこに向けた商品開発ができるように今後も努力をしてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。需要と供給のバランス、市場相場、物価高騰などから、商品そのものの単価を上げたり、面積と収量にも限りがございますので、大量生産していくことも難しい状況下にあります。そこで、与論町の魅力を最大限に活かしていくためには掛け合わせていく、島全体で付加価値を高め、観光地経営として成り立たせていくことが必要なのではないかと考えています。近年、「エシカル」消費は、地域、社会、環境、人などに対して配慮された商品を選ぶ消費行動として、消費者庁が推進する政策です。具体的には障害のある方の支援につながる商品やフェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品、被災地産品等の購入や地産地消、食品ロス軽減、そして貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源など、さまざまな社会的問題や環境的問題の解決につながる消費行動です。すでにある与論島の特産品やサービス、さまざまな産業、教育といった多岐にわたる分野において、この「エシカル」という理念をベースに取り入れることで、

みんなで良くしていきたいという明確な方向を示すことができると考えています。観光地経営という島全体を巻き込む取り組みとして、G S T Cの推進、ふるさと納税や体験型メニューの拡充、サービスの向上につながるなど、島の良さを引き出せる方法の1つとして申し上げた次第です。地元産品を活用した特産品開発など、さまざまなプログラムに積極的に取り組んでおられるということで、是非「エシカル」という目線からこれからの島の発展を願いたいと思っています。

こちらの質問の最後になるのですが、事例をちょっとお伝えしたいと思います。2022年熊本県の南阿蘇村と慶應義塾大学、熊本県畜産農業協同組合によります、阿蘇の草原を活かす「エシカルな畜産業」、エシカル消費に対応した「くまもとあか牛」の生産と草原環境維持を目的とした取り組みが始められました。相互連携協定における連携項目といたしまして、5つございます。草原や地下水等の環境保全による持続可能な地場産業の振興と創出に向けた連携、中山間地域を中心とした産業のブランド化と6次化支援のための連携、地域共創を目指した体制構築及び運営支援のための連携、文化・教育・学術の振興、発展のための連携、人材育成のための連携が目的とされています。このほか、コウノトリを活かす地域づくり、兵庫県豊岡市の取り組みといたしましては、野生復帰のための環境整備といたしまして、「コウノトリ育む農法」で米の栽培に成功いたしました。自然再生事業により、野生復帰にも成功いたしました。コウノトリに関する活動は、学校での次世代育成、環境と経済の好循環事業、他地域と連携する活動へと広がりを見せ、豊岡のアイデンティティとなり、地域づくりのシンボルになっていきました。与論島にはミミズクやタカ、ワシといった猛禽類がやってきます。これは生態系のトップに属する生き物です。与論でよく見られるということは、この土地の生態系とそれを支える自然が豊かであることを意味しています。生息地を守ることは、持続可能な自然環境保全にもつながります。これまでの「競争社会」から、共に創造する「共創社会」へ意識を向けることによって、働くという本来の意味である傍、周囲を楽にするということは人のために、社会のために働くことです。みんなに喜ばれたり、必要とされたりして、自分も満たされ大事にできるという循環が生まれてまいります。結果、一人一人が主役となり、生きがいとなる島づくりになる可能性をお伝えして、次の質問へ移らせていただきたいのですが、町長、この「エシカル」の話について最後に思いをお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 今の池田理恵議員の発言に大変感動しました。やはりこれからは、その環境に配慮した、そういう環境でないといろいろな意味で世界から取り残されたり、そういう島自体がまだまだ大量消費とか使い捨てとか、そういうあれで

はなくて、もうリサイクルをしたり、ごみの削減化に努力したり、またその観光客が来てもごみが増えるとかではなくて、その観光客も与論の島民と何ら変わらなくそれに協力していただく。基本的には環境に配慮した倫理的な消費を心がけるというのが「エシカル」という考え方だという、そこにあわせていますので、本町としてもそういう観光客の呼び掛けだったり、また島のボランティア活動で、朝の清掃活動をしている海謝美の活動も、観光客がそこに賛同して一緒になって、島に来た観光客であるが、また島の環境を良くしていこうという考え方。それはもう島民と観光客が一体となった、そういう考え方で進めていければと思っていますので、そこはもう重要として進めてまいりたいと思います。今後とも御指導よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございました。共に島のためにつくっていけることをとても嬉しく思います。

それでは、質問事項2に移らせていただきます。島だちの力を身につけていくための指導者側への育成について再度質問をいたします。探究学習において、自ら問いを立て、それに対して答えていく探究心を育むために、どのような環境配慮が必要とお考えでしょうか。教育長、お願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。

これまで自分たちが学んできた時代とちょっと違って、自ら考えて開発していくという時代になっていて、そのためにはそれを教える指導者、そしてまたその材料等が必要になってくると思いますが、環境という点では、特に教員は転勤して、新たに与論を知らない中で与論の魅力化を子供たちに教えたり、そこを探究させるという意味では、材料を持ち合わせていないことがありますので、そういう意味では、まず来た職員に与論を知ってもらう、与論を好きになってもらうという点で、では自分たちでどうぞ与論を発見してくださいというだけでは、なかなかいかないと思うので、こちらである程度材料を用意して、また研修会等を用意して、特にまた新しい先生方には、必要最低限の与論の良さを私たちの方からプレゼンをしていく。指導者が持っている与論の良さというのが、最低基盤になるのかなと思います。あとはその指導者の確保、数ですね。今小・中・高を含めて5校でこのような海洋教育を進めていますので、それぞれの事業にまた与論を含めた外部の指導者がいけるような、他人だけではなかなかできない部分がありますので、そういう人材の確保も必要でしょうし、また、ゆんぬ学を学んでいくためには、漁協であるとかいろいろなところにも協力をいただいているので、そういうところの学

ぶ場所の確保とか、そういった意味では場所、そして人材の確保というのは必要なことかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。この海洋教育におきましては、非常に先進的な学びの場として、子供たちに提供をしているということをすごく私も感じています。それに対して、やはりちゃんと指導者側にも与論の魅力を最大限にお伝えするという場がちゃんと設けられているということで、本当にこれは続けていただきたいと思います。そこで、学習者が主体的に学ぶには、疑問や興味・関心を持ち、挑戦し続けるということが必要になってまいります。予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくり、社会や人生をより良いものにしていくのか目的を考え、自ら可能性を發揮し、より良い社会と幸せな人生の担い手となるつくり手となる力を身につけることが重要視されています。この探究心を育む学びの場として、海洋教育はやはり大変重要な役割を果たしていると感じています。しかし、授業という限られた中で、学習者中心の満足いく探究学習を進めていくためには、指導者側の力がどうしても必要となってまいります。学習者が持つ興味・関心に対し、可能性を多く感じ、引き出していくためには、適切な声かけや関わりが必要です。しかしその声かけには正解もゴールもなく、どれだけお互いに気付きを得ることができるのか、やり方を教えるというよりもやり方を考えさせるというところにあるかと思います。そういった観点から、指導者側も探究し続けられる環境をつくるためにも、ワークショップや情報交換の時間を十分に設け、共に効果的に育まれる学びの場として、気付きの場として成長していくけるような環境配慮もあわせてお願いしたいと思うのですが、今、お聞きしたとおり、十分取り組まれているとは思うのですが、今後の研修内容などもかねてちょっとお聞かせいただけだとありがたく思います。教育長、お願いいいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。マンネリ化した研修だけでは、新しい先生なんかは新鮮でいいのかもしれません、2年目以降の先生方にとっては、アップデートしていく必要があると思いますので、本年度も新たに11月に海洋教育部会というのがあるのですが、その後に今年から、初めてですが外部から講師を招いて、その先生方の今課題であるようなものに関して講演をしていただく予定にしています。また、町で雇っています地域おこし協力隊であるとかですね、そういった方々には先進地の視察等もしていただいて、それをまたこの部会等で還元できるようにしているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。育みたい能力・資質である3つの柱、知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう人間性などが、生涯にわたる生きる力の基礎を担うことが目指せるより良い探究学習になることに願いを込めて、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

質問事項2、要旨2です。学習者が自主的に学ぶ教育環境づくりの1つとして、現在の宿題のあり方はどのように活かされているのかについて再質問いたします。本来、各学校や担任の先生方に任せられている宿題ですが、長年、子供たちや各家庭との関わりの中で、やらされていると感じている宿題のあり方に学習能力の向上につながっているのか疑問に思うところです。今の宿題のあり方についてどうお考えでしょうか。教育長お願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） この宿題の議論は、こういう議場の場でというのはなかなかめずらしいのかなとは思うのですが、これは、長年宿題の議論はずつとしてきて、そして解決法というのが多分ないのではないかと思うぐらいですね、大変難しいと思います。というのは、例えば、同じ担任が皆さんに宿題プリント3枚渡しますといったときに、その3枚を少ないと取るか、多いと取るかという家庭もあれば、それから何で宿題がこんな忙しいときにあるのという、宿題そのものを否定するところだったりあります。ですので、10人いれば10通りの受け取り方があるのです。というのは、家族の構成のパターン、例えはじいちゃん、ばあちゃんもいる、そして2人とも共働きであるとか、食事の時間が何時頃であるとか、兄弟がいるかいないか、少年何とかといったようなに行っているかいないか、そういったのでももう全然違いますし、そしてまたその子にとって学習能力、普段の平常の授業での能力の差によっても違います、意欲によっても違います。ということは、与論にいる子供たちみんな違うんですよね。そういうものに対応していくということは、非常に難しい。ですが、学校としてはある決まりを設けて、学年部である程度の決まりを設けて、そしてあとは担任と子供と家庭と連携しながらやっているところなのですが、実際は、では一人一人にその家庭学習を手取り足取り対応できているのかというと、ちょっと厳しいのかなと思うので、今の議論の中では何か宿題が悪者になって、宿題が悪いわけではなくて、私たちの宿題の中で基礎学力も持つてきましたので必要だと思いますが、ただ、今からは、宿題の内容もやり方も変えていかないといけないと思うんですね。例えば、今までであれば漢字100字、ドリル2ページといったような決められた課題があったかもしれない。それも大事です。それプラス、自分の考えで主体的にできるような思考力・判断力を養うような、これについて自分で考えてやっておいでというような部分が必要だと思いま

す。それに、今みんなが課題になっているのは、そこに何でこんなのをしないといけないのかと思っている親御さん、子供を含めて、そういったところが多いから苦になっていると思うのですね。そうではなくて、家庭学習が必要であり、楽しいものだというところに転換していかないといけないと思います。そういう意味では、家庭でのお父さん、お母さん、家族も、どのようにして教えたらいいかというのが多分わかっていないんだと思いますし、子供もどんなふうにして家庭学習をしていいかわかっていないところが、問題なのではないかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。よく家庭の事情も御存じで、すごくありがたく思う限りです。文部科学省によれば、宿題や通知表は法律や学習指導要領には定められていないため、宿題を出すかどうかというのは学校の判断に委ねられています。しかしながら、反復学習の必要な漢字や暗記といったものに対しては、授業の時間では足りず、宿題として出さざるを得ない状況も事実です。本来ならば、学びとは成長や可能性の育みにつながる貴重な手段です。学びを通じてさまざまな分野やスキルが身につくことで、将来への選択肢が広がります。ところが、宿題がない日があれば、学習者は喜ぶという現状をずっと見てまいりました。学びの本質というものを見失っているように思いますが、やはりここに対してもいかがでしょうか。教育長お願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） まさしくもそのとおりだと思います。しなければならない宿題になっていると思うのですが、それを、したい宿題というふうに変えていく必要があると思います。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりですね、今、現状として共働きの多い家庭環境の中で、共に過ごせる時間というものは非常に限られています。宿題をさせなければならない状況は、非常に負担となっておりまして、今、本末転倒な状況になっているのではないかと思っている次第です。こちらについては、教育現場ではどういった状況でしょうか。教育長お願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） おっしゃるとおり、各学校にもいろいろ事情を聞きながらやっていく中で、先ほど言いましたように、同じ課題でも多い、少ないという部分があって、その対応に学校の方もいろいろ追われているという部分があります。そういう意味では、今の家庭のその生活様式とかが多様化しているので、本当にさつき言ったように、一人一人に合った部分というのをしないといけないと思いま

ですが、ただ、学校の方も働き方改革等で出した宿題はやはり見ないといけない。それプラス日記があつたりすると、正直な話、休み時間もずっと付けて、帰りの会に間に合うまで先生たちは休めない状態なのですね。でも、今、呼ばれているのが、そういった先生たちも、働き方改革のためにこの「けテぶれ」という宿題革命というのがあって、これは子供たちが自立した学習者になるような開発なのですが、こういったのを提唱している先生がいます。「けテぶれ」というのは、自分で計画を立てて、そしてそれをテストしてみて、テストしたもの自分で分析・答え合わせをして、その間違ったところを最後練習するという「けテぶれ」、そして量とか内容とか何をやるかというのは、自分で決めるというような感じなのですが、そういったのを提唱しているところもあります。そういったのも含めて、また新しい教師にとっても負担のない、保護者にとっても負担のないものを求めていく必要があるのかなと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。「けテぶれ」、是非私も実践したいと思う限りです。先ほどからおっしゃってくださった答弁には、学習者のやりたいという気持ちを育む環境配慮の1つとして、考えられるものだと思っています。まさしく学びの本質であり、先に質問いたしました探究学習にもつながる部分です。世に言う成功者と呼ばれる方々は、常に挑戦することを継続し、成功も失敗も経験として積み重ねられ、たどり着くと言われています。やりたいを引き出すためには、宿題をあえてなくした学校もございます。宿題をなくすることで、自ら学びたくなる意欲を引き出すというものです。学びたいプリントを自ら選んだり、学習内容を趣味や興味まで広げたりして、どんなことに挑戦してきたのかを発表するなど、内容は多岐にわたり非常にユニークなものです。例えば、魚の三枚おろしを動画に撮り、重要なポイントなどみんなの前で解説をするということをした場合、そこには伝える言葉の表現力、包丁を入れる部分の黄金比、手から感じ取る感覚など、分割していくことで、たくさんの能力が必要であることが導き出されています。宿題という「やらされている」と感じてしまう学びの環境から、「やりたい」を探究できる家庭学習に意識を向けていくことで、担任の先生も家庭も学習者も、負担の軽減になると考えています。ここで、教育長として、家庭学習に関して考えている良い施策はありますでしょうか。どうぞお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 先ほどのさばき方なんかの、そういったものも含めて、私は親も勉強しなさいとは言うけれども、どう教えていいかわかっていない親は多分多いと思いますし、そう言われている子供は、もっとわかっていないと思うのです

ね。ですので、わかっていない者同士がやれ、やらないといけないのか、だからみんながイライラしたり、けんかしたりして、その間に入っている宿題が悪者になっているという状況なので、そこはなくしていきたい。ということは、さっきあったように、魚の釣り方を教える部分というか、最初にそれさえをしっかりと教えておけば、無人島で生き延びていけるというその生き方を学ばせるためには、この家庭での学習の仕方、テスト前の勉強の仕方とかいう、そのやり方を教える必要があると思うのですね。ただ、それを担任とか学校に任せると、家庭でのことですし、またいろいろな対応をしないといけない先生方にとっては時間がないし、そこまではとなっていくので。であれば、もう自分でやるしかない。自分というのは、教育長がね。自分で例えばもう全戸に案内をして、そういったので家庭学習でちょっと悩んでいるお子さん、親御さんがいたら来て、午前8時から夜9時ぐらいまでの間で、土日も含めてですね、自分の空いている時間は1、2時間、その親御さんと一緒にになってその学習の仕方をプランニングしていく。さっき言ったのは、みんな違うんですよ、みんな違うので一人一人でないと、多分定着できないのではないかなと思います。そういう部分では、自分が今までずっと教育に携わっているいろいろなところを見てきて、いろいろな家族を見て、いろいろな子供たちを見て、その進路等も全部追跡した中で、このような方法が一番良いだろうという部分は一番持っていると思っていますので、そういうものを出し惜しみせずに、みんなに還元できたらなと思っています。まだ教育委員会にも言っていないのですが、11月に教育委員会だよりというのを出すので、その中で、自分の部分のを設けて、何か町民にそういう悩み等があるのだったら連絡ください、いつでも対応しますよというようなことをしていきたいなど、ちょっと今決意をしたところです。僕が頑張ります。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。すばらしい発案、私も早速息子と訪れたい限りです。どうぞよろしくお願ひいたします。最後になりますが、島の未来を担う子供たちの健やかなる成長と、自ら学び、挑戦し続ける、こういった環境づくりをどう町としてやっていくかというところに着眼を向けて、足元であるこの宿題というところ、家庭学習ですので、どうみんなで取り組んでいくかということで、こちらの目線から御質問をさせていただきました。自ら学び、挑戦し続けることで、人生を切り開き、生きる喜びが理知・利他・理世に対する貢献の循環を生むことで更なる発展へつながることを願い、こちらの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後になります。質問事項3、子育て支援について。子育て世代を含む各家庭に

対し、生活用品をはじめとする直接的な物資支援制度の導入又は既存制度拡充について、再度質問いたします。非常に困難な状況である中、こういった答弁を用意してくださり誠にありがとうございます。答弁では、保育サービスとなっていますが、ちょっと拡充した形でお尋ねしたいと思います。今回の質問の背景といたしまして、子育てをするに当たり、成長は嬉しく感じるものですが、同時に買い替えるものも多く必要になっています。特に制服や体操服、上履きなどサイズが変わるものに関しては、年に数回買い替えが必要なものです。現在、子育て支援金の交付を通して、経済的軽減にはありがたく感じています。加えて児童手当の拡充に伴い、所得制限の撤廃や支給対象の拡充もされました。しかし、子育て支援金の目的といたしましては、子供たちが将来町の発展を担う人材となるよう、健やかに成長し、活気に満ちた町の創造に寄与することを目的としての支援金です。実際のところ、用途は各家庭に任されており、効果としてはわかりにくい部分もございます。そこで直接的な物資支援を視野に入れ、制服や体操服、上履きなどといった学校の生活に必要とされる物資を直接支援という形にすることで、用途も明確化され、負担の軽減につながるのではと考えた限りです。また、所得制限の背景にも、御家庭によつては大変苦労されているところもございます。本来なら、子供とともに過ごす時間を遅くまで働くことにより、子育てのために子育てができない現状もございます。このあたりも考慮いただいて検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） 御質問ありがとうございます。

1つ御指摘がありました子育て支援金ですね、こちらは町民生活課の方から支給させていただいているのですが、額につきましては、第一子、第二子、それ以降増えるごとにまた額が違うというところが1点、そして出産時、そして小学校入学時、そしてまた中学校入学時、そして中学校卒業時と、そこでまた支給する流れになつてはいますので、御指摘のように、小学校とか中学校、高校とか、そこに物資として支援するということは要望があると可能だと思いますので、特に、保護者から直接そういった要望があるのであれば、町内から制服とか調達する場合は、町内の業者とまた話をして、例えば差し引きますとか、そういったことは今後可能になつていくかなと思います。できる、できないで言えば、できることだなと思っています。ただ、児童手当とか、そういったことに関しましては、国の制度でございまして、こちらの方で勝手にそういったことをすることができない状況にあります。一部、町の滞納がある場合とかに、本人から差し引いてくださいという申出がありましたらできるのですが、基本的には、町でそういった支援金を出しているのが子育て支援金ですので、そこに関しては、今後そういった対応というのは制度上可能だ

と思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。やはり子供たちに対する直接的なところで何ができるのかなというところで、すごく深い部分ですので、なかなか引き出しが難しく、それぞれが思っていてもなかなか表に出せないような、ちょっとデリケートな部分のところもありまして、このような形でお伝えさせていただいたのですが、今とても可能性を感じましたので、また、より良い子育て支援の拡充に努めていただければと思います。ありがとうございます。最後になりますが、直接的な物資支援はいろいろなパターンがありまして、事例といたしまして、ちょっとまたお伝えできたらなと思って、こちらを最後にして質問を終わりたいと思います。大阪府の泉大津市では、東洋ライス株式会社と包括連携協定を結びまして、健康な体づくりは健康な食生活を基本とした環境配慮もされ、栄養素も多く含む金芽米という無洗米を、妊娠届の翌日から出産予定日までの間、毎月10キロプレゼントするというプロジェクトがございます。また、先ほども申し上げたとおり、子育て支援も多岐にわたりますので、また頂く側もちゃんと目的を理解して、一緒に子育てをしていくという形をつくれたらいいのかなと思っています。みんなで島の宝である子供たちの健やかなる成長と、将来の必要な資質や能力の力を付けていく、そういう環境を整えていくことができるよう、私自身も学びと実践に邁進してまいりたいと思います。

最後になりますが、このたびの一般質問に対し、御尽力いただいた皆様へ感謝を述べ、私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、吉田勉議員に発言を許します。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 町長はじめ、町行政関係者の皆様には、日々与論町発展のため御尽力をいただいていますことに、深く感謝を申し上げます。

それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1 防災体制の強化について

- (1) 南海トラフで巨大地震が発生した場合、震源となりうる場所が広いため、東側と西側で別々に地震が起き、それが時間差で連動して巨大地震を引き起こす可能性が相対的に高まっているとの発表がありましたが、私たちの島の周囲でも連動した巨大地震や巨大津波が発生する可能性は高いと想定されます。島の中心から東西南北に活断層があり大きな地震が発生すると、高台への避難道路が遮断される可能性も高いと想定されます。再度、防災体制の見直しと、危機感を持って「命を守る行動ができる準備」を町民に周知を図る必要があると感じますが、見解を伺います。
- (2) 自然災害やさまざまな有事が発した場合、最前線で活動される消防団の組織強化と団員の待遇改善を図る必要があると感じますが、見解を伺います。

2 サンゴの白化現象について

- (1) 温暖化に伴う異常的な水温の上昇が続き、島の周囲全体にサンゴの白化が進み、再生が厳しい状況にあるが、今の現状を映像に残し今後の研究資料として保存したり、現状をＳＮＳ等で、島内外へ発信する必要があると感じるが見解を伺います。

3 気象異常時における物流対策について

- (1) 荒天による船舶の抜港・条件付き運航の際の生活物資や生鮮食品などの供給は、島民の生活に大きく影響する問題であるが、今後どのような対策で取り組まれるか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） ありがとうございます。吉田勉議員の質問にお答えします。

質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

御指摘のとおり、巨大地震によって本町の東西南北に走っている断層が動き、高台へ通じる道路が寸断され、その後間もなく巨大津波が押し寄せて来るというケースは、想定しておかなければならぬ重大な災害の1つだと考えています。被害を最小限に抑えるために、日頃からどのような備えや訓練が必要かなど、関係機関はもとより、町民一人一人が危機感を共有し、皆で考えていかなければならぬ問題だと認識しています。

また、台風と地震や津波が重なった場合などの対応についても、早急に検討しなければならないと考えています。

巨大地震や津波はいつ来るかわかりません。町民一人一人が災害が起きた時に「自分の命を守る行動」が取れるよう、日頃からの災害への備えを呼び掛けるとと

もに、さまざまな災害を想定した防災体制の整備を図ってまいります。

質問事項1、要旨2についてお答えいたします。

消防団は地域防災の要であり、自然災害や有事の際に重要な役割を果たしています。また、ほとんどの団員は、本業を持ちながら貴重な時間を割いて活動に従事しております、その献身には心から感謝しています。

消防団の組織強化につきましては、現在、団員数が定数72人に対し63人で、うち女性団員が6人となっており、定数に9人満たない状況です。若い世代や女性の加入促進を図るため、訓練の状況などをウェブ等で積極的に配信する仕組みなどを検討しているところです。また、消防力強化のための各種研修会への積極的な参加も支援してまいります。

消防団員の処遇改善につきましては、令和4年度に与論町消防団員の年額報酬の一部について改定を行っていますが、今後とも年額報酬や出動報酬全般について、類似団体も参考にしながら適切な報酬額を設定してまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

サンゴの白化のモニタリングにつきましては、NPO法人海の再生ネットワークよろんと喜界島サンゴ礁科学研究所が共同で島内のサンゴ調査を行う予定となっています。

調査方法としましては、目視によるサンゴ被度と白化度の調査を予定しています。調査を実施する両団体と与論町は、令和6年3月に包括連携協定を締結しており、サンゴ礁の状況について最新の情報を共有し、今後、町内の関係機関とも連携しながら、定期的なモニタリング調査を実施できればと考えます。

情報の発信方法等につきましては現在未定ですが、今後調査で得られた写真や映像を、貴重な資料として適切に保存してまいります。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

与論町は外海離島の環境に置かれた地域であるほか、奄美群島内の他地域と比較しても貨物船による輸送量が限定的であることから、町民の皆様の日々の生活を支える物資のほぼ全てを定期フェリー輸送に依存する物流構造となっています。

議員御指摘のとおり、台風の襲来や冬の季節風による荒天時には、与論港への入港が困難となり抜港や条件付き運航が多く発生し、それに伴い、島内での生活物資が欠乏する問題が近年顕在化してきています。

本町といたしましては、船舶運航事業者の要望を受け、令和5年度に港内状況の事前把握に寄与するライブカメラを供利地区に設置したほか、鹿児島県において風向風速計の設置や損耗した防舷材の更新、茶花地区の岸壁かさ上げ等を実施していただいています。これらの施設整備に加え、現在、商工会と連携し、輸送環境の強

化や島内での備蓄環境の強化に向けた各種整備も検討を行っているところです。

今後も、与論町内外の事業者や関係機関と連携し、本町の物流環境の改善及び効果的な備蓄体制の整備に取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） すばらしい答弁をいただきまして、あともう質問することもありませんが、補足してちょっとだけ質問させていただきたいと思います。私の場合は、質問というより、今の島の現状やいろいろな地層とかをもとにした島の現状をちょっと、私は専門家ではありませんが、自分の今までのいろいろな勉強したものとかを中心にしながら、島の現状といいますか想定されることについて述べていきたいと思います。私たちは、過去に東北の大震災で大きな津波を経験するのをテレビの画面で見て、その津波の恐ろしさを体にしみ込ませるぐらい経験をしました。そして今回の能登半島の地震では、地震の恐ろしさをまた同じような感じで痛感して、皆さんまだ心の中に全部残っていることだと思いますが、私たち与論も今、その南海トラフの大きな地震が想定されるということで、気象庁、国交省、いろいろなところから発表がある中で、南海トラフがもし大きな地震や大津波を引き起こす現象が起きたときに、日本列島はほとんどが連携していますので、私たちの与論にも大きな影響があると思います。まず一番初めに、津波は上の方で起きても必ず連動して起きる可能性が十分あります。それと今、大陸とかからいろいろな開発とかで、川を通しているいろいろな土とかが海洋に流れ込んでいて、それが何百年も堆積をしています。過去に明和の大津波ということで、石垣島や宮古島あたりで1万人以上の死者を出すぐらいの大津波もあったわけで、その原因としては、深い海溝のところに横に積み上がっていた土砂が、地震の影響でちょっと揺すぶっただけで落ちてきて、大きな津波になったというふうに言われていますが、私たちの島もいろいろな大陸からの大陸棚に流れできている、そういう大きな堆積物が落ちてきて、大きな津波になる可能性も十分この連動した形で想定されます。それで、私は今、ちょっと島の現状についてお話をしたいと思いますが、まず地震について説明したいと思います。今、皆さんにお配りしているこの図面の中で、そのピヤースパンタの一番下を中心に、東西南北に大きな活断層があります。この活断層の中で、皆さんよく見られていると思うのですが、ピヤースパンタの下に採石場がありますが、採石場の後ろにバックで今見えているのは、下のこの断面図の中で、この縦割りに割れている断層がありますが、その線の一部の前の部分を採石で利用して、後ろの断層の壁が見えている状態なのですね。そうすると、その壁がそのままイシニの方までピヤースパンタの中から走っているわけです。そういうことを考えますと、ピヤースパンタとかその辺が相当何か揺さぶりがあったり地震があると、ピヤース

パンタ自体がなかなかその一番高台に避難するために危ない。そして一番南に行きますと、また昇龍橋あたりに行きますと、その塩川の岸壁のそば辺りに大きな塊の岩場が続いています。地震が来たときにあれはこの浮いている石ですので、それが下に1個転がってくるだけでもう通行できなくなります。そういうことを考えていくと、今役場にしても、皆さん図面を見られたらわかりますけど、何本も線が入っている真ん中のところに役場があります。茶花から高台に行こうとして高校の前を通ろうとすると、4つぐらいの断層の上を越えていかなければいけないわけですね。そうすると、そこは昔断層の上に乗っかっている石灰岩の合間をぬって、低いところから順番に整備していくって道路ができたのだと思いますが、深いところに石を落として、そういう感じですので、もし搖さぶりがあってひび割れができるような状態になると、20センチぐらい段差がつくともう車は通れなくなりますから、役場に行くところも公民館の後ろで断層がありますし、いくつかあります。そういったことを考えていくと、地震で10センチ、20センチの段差ができる可能性は大きくありますので、そうすると、もう避難ができなくなる。地震が起きるということは、近くで津波がすぐ発生するということですので、津波だけの場合は遠くから来るときは時間がありますが、一瞬にして津波も来るわけで、これは本当に非常にみんなが危機感を持っていかなければいけないというふうに思っています。今、ピヤーヌパンタの話をしましたが、それはその崩れやすい土の中に断層が入っていて、それからそこのピヤーヌパンタの下から飛行場に向かっては、また見えないところにその見られたらわかりますけど、入っていますね。それは搖さぶりをすると結局その飛行場に行く道路あたりがひび割れを起こして、その真ん中の道路に来ることが難しくなったりするということです。だから、与論の場合は断層が見えているところの上には家も建っていないし、危険度は少ないのですが、下にいる人たちは危険、昔は山ばかりでしたのであまり何もなかったのですが、今はその下にもいろいろ家ができたりしていますので、何か地震があって搖さぶりがあつたりすると、本当にもう怖いなあと思います。断層の割れ目が見えるということは、その間に何十階のビルがあつて、それが動くのと一緒に現象になりますので、相当搖れも大きくなるかと思います。ということで、今地震の話ですが、この図面の中でもうちょっと説明をしていきたいと思いますが、茶花の町ですね。これは水色に点々を打ってありますが、これはビーチロックの上に台風とかいろいろな波で寄せてきた砂が集まってできている地層になります。それで、完全な水色の場合は、ピヤーヌパンタに行くまでウブインジュから通していっていますけど、この線に沿って、このウブインジュからこういう感じで下に水をいっぱい含んでいる地層なのですね。そうすると、何が起こるかといいますと、銀座通りとかもその中に入っ

ていまして、地震が起きたときに、下が水で上が砂ですので、震動が起きたときにどうしてもその下の方に沈んでいくというか、下が抜けていく可能性が十分あるんですね。液状化が起こりやすいということで、非常に危険な状態ですし、津波が来たときもやはり上から水が来て、引いていくときに下の砂を引いていきますので、もう建物として非常に危険だということで、茶花の町は非常に危ないと。そういうことで、すぐにできることではないのですが、これは住民がいろいろな危機感を今から共有していって、いつ起きるかわからない世界の中で、本当に自分たちが危ないんだということを実感としてやっていかなければいけない。そういうことで、いろいろな地震が起きたとき、津波が起きたときの想定される範囲内で、やはり町はシミュレーションみたいなのをつくって、そうでないと島の人たちは、ほとんどがその実感として出てこないと思います。いろいろな施設というのは、皆さんおわかりだと思いますが、被災をして初めて防潮堤ができたり、高台とつくったりというのが、今の日本の現状です。与論でも台風の災害が起きて、初めてハキビナの方に防潮堤ができましたが、そういう感覚ですね。だから、今度は津波の話に持つていきたいと思いますが、茶花の町が今漁港があって、昔の役場の跡地があって、その中でどうしても津波が来たときは、そのまま漁港として本当に低いところですから、そのまま上がって銀座通りを通して、そしてウプインジュのところからまた流入したのが立長の奥深くまで進んでいって、両方から攻めてきて、どうしてもその茶花の町というのは、本当に危険な状態、無防備な町なのですね。与論の場合は、ピシバナがあるということでリーフがあるということで、台風時のときは1回波をそこで消波しますので、そのおかげで島は守られてきています。ところが津波に関しては、そこで波が増幅されますので、非常に危険だということ、余計波が高くなる。今まで茶花の場合はリーフが遠すぎて、そこの中で来る波が町の中までそんなにまで大きな被害は与えなかったのです。漁港にても船を泊めるだけの計画ですので、ずっと台風の対策ですね。消波ブロックを置く防波堤をつくっていますが、これは、本当は直立防波堤であれば2倍ぐらいの高さにしなければいけないのを、消波ブロックを置くことによって波を消しながら、高さを低くして景観を考えるという設計になっています。大島もどこもですが、大きな波が来るときはどこかで気付くと思うのですが、供利の漁港みたいに高い大きなコンクリートの壁ができたり、それが普通の防災的な考え方ですが、与論の場合はその景観上の問題もあって、高い防波堤をつくっていない。そういうこともありますと、今茶花の町を見ますと、本当に無防備状態です。津波になりますと、その防波堤とかが防波堤の役割ではなくて導流堤の役割を持ってきて、今、漁港の南側のまっすぐの突堤、防波堤ですが、それはそのまま導流堤になっていて、真ん中に入ってきたとき

に茶花の町に強い波を余計に持つていて、送つてあげる形にしかなりません。でも、これは何千年に1回しか起きないことも考えていくと、お金をかけて大きな防潮堤をつくつたりすることはできません。でも、今できることというのは、やはり住民がそれぞれの考え方で、家族のあり方も全部違いますので、仕事中かもしれない、寝ているときかもしれない。そのときに、自分たちが自分たちの命を守る、そういう仕組みといいますか考え方、いつでも出れるような、隣に行って人を起こしているような状態では、本当に自分たちの命を守るために誰も助けてくれません。自分たちの家族も自分たちがそのまま避難するということしかありませんので、少しでも早かつたら運動した形が少なくて、地震もちょっとの時期だったらまだ逃げられますので、そういう感じでみんなにいろいろのを通じて、講習会だったり、いろいろな専門家を呼んでやる。そしてシミュレーションをつくって本当に危機感を、例えば1メートルの津波が来たときは、与論はどうなりますよというシミュレーションがあれば、人はみんな動くと思います。こういうことについて、町長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 吉田勉議員の今の説明に対して、大変驚きというか、危機感を本当に改めてちゃんとしないといけないなというところで、今までですと、地震を断層とかそういう想定ではなくて、今普通に地震が起こると、そしたら津波が来るといふと、そしたら平地にいる例えば茶花地区とか立長地区の人は、私の今までの過程というか、それでは翔龍橋を使って高台に逃げると、立長の方はですね、供利、その周辺は。そしてまたムトウのところからピヤーヌパンタを使って行くと。茶花地区は与論高校の方の高台に行くと、また中央の方に向つてその道を選択して行く。でも実際にこれぐらいの規模の断層が動いて、道路が2、30センチの段差ができたときには、今見るとその道路が使えないというところの可能性が十分にあるわけですね。そこは、こういう例えば普通の地震で断層が動かなくて、道もそのまま使えるという状態であれば、今言ったように翔龍橋とかが使えばそういう移動の仕方と。もしそこが寸断されて使えないというところの状況を踏まえた防災のあり方というか、そういう協議会というか会を、また町民に何らかの形で告知するというか、来年度もしできれば、防災監みたいな専門の職員を募集できればというところで、また、専門のところで、今御説明があったとおりにその状況があったときに、それに対応し得るそのシミュレーションとか、そういったのはしておかなければなとは改めて思いましたので、そのときにはまた御指導いただければと思います。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。この津波・地震に対しては、どうし

てもやはり町長がおっしゃるように、みんなでいろいろな会合で危機感を覚えたり、いろいろな専門家を呼んで、どういう状態になるというのをやはり町民に周知する必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

要旨の2番について、ちょっとまたお願ひをしたいと思いますが、現場で一番真っ先になって活躍する消防団の皆様。この前の空港のそばの火災のときに、あんな猛暑の中で消防活動をする。そのときに、熱中症にかかる方もいらっしゃるということでお聞きをしていますが、本当に最前線に立って、その消防団の方々が動かれるわけですね。そのときに、もし今想定されているそういう地震とか津波が来たときに、その火事みたいな感じでどこどこに集合してくださいとかとか、そういうのができればいいのですが、津波とか地震が起きたときに、それぞれの場所からどのようにその消防団が対応するか。それについても、個人個人の知識を豊富にして、自分たちがいる場所でその周りの人たちを助けることができる。それをしないと集まって相談しても始まらないわけですね。だから、私が組織の強化と質問の中で出したのはそういうことなのですが、本当に地域消防のその集落だったり、いろいろな形の中に消防団はいますので、その人たちの知識を豊富にすることによって、その集落集落でまたその場所で、いろいろな人の誘導ができるわけなのです。そうしないと、本当に一瞬ですよね、小さな島ですから津波が来ても島中取り囲んで一瞬に来ますので、そのときにどういう体制を取るか、指揮系統は絶対なくなります。指揮系統ではなくて、それぞれが自分たちが指揮者なんだぐらいの感じで、やはりその防災体制に臨まないと、もうかなりの犠牲者が出る可能性が高いです。だからそういう感じで、またさっきの道路の話もありましたが、そのいる人たちがここだったら大丈夫ですという感じの情報をお互い交換し合ってやると、どこから行けるのかも出てきますので、もう瞬時な判断といいますか、そういうのが絶対必要になってくると思いますので、そういう組織の強化そして訓練とか、そういうのを徹底していただきたいと思いますが、町長お願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） また今の御発言も、本当にまさにおっしゃるとおりで、その非常事態で集まれないときには、集まれないわけですので、吉田勉議員がおっしゃるように、その場でちゃんと対応ができるのを事前にやはりそういう打ち合わせとか、そういうのは非常事態のときには、分遣所も含めて消防団のあり方、総務課担当がありますので、それをまた改めて協議をしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

続きまして、その質問事項の2、要旨1ですが、サンゴの白化現象についてです。サンゴは私たちの島の宝だけではなくて、これは日本国、世界中の宝として観光の1つの一番の財産になっていくわけなのですが、今いろいろな現象を島の中でも見て、人の話も聞いてみると、外から見てサンゴが白化しているねという話は誰でもしますけど、本当に島の人たちがそのサンゴの白化したところの状況とか、そういうのがほとんど理解をされていない。来年、そのサンゴが少なくなって、いろいろな現象が出てくると、町は何もしていないよねとか、去年、白化現象でそうなったんだよということも、ほとんど覚えていらっしゃらないというのが現状だと思います。そういう中で、今、危機状態のときに、島の人たちにこの前も喜界のサンゴ圏の方々がいらっしゃって、調査をしていただいたのですが、台風の影響で早めに切り上げて、また次いらっしゃるということで、その方々から説明もちょっと受けましたが、やはりかなり沖の方にもサンゴの白化が多く見られると。逆にまたその泳いで見られたときに、世界の危惧種になっている青サンゴの群落がまた新たに見つかったりとか、そういういい事例もありますが、今、高台に登ったときに、品覇の外側、普段真ん中で潮引くときに出でてくるところはほとんど岩盤ですので、そんなにまで磯焼けしても影響はないのですが、今、リーフの外側の部分、テーブルサンゴみたいな感じでミドリイシ属のサンゴですが、そのサンゴが非常に白化が見られて、遠くから見てももう品覇が真っ白になっているんですね。本当に危機状態。だからそれは全国の人たちが来年いらっしゃったときに、与論はどうなっているんだと、このサンゴは何?と聞かれるよりは、今のうちに発信をして、今の現状はこうですよ、これは世界中ですから、温暖化の影響でこうなっていますよというのですね、やはりいろいろな形で発信しないと、結果、サンゴが黒い海苔だけのサンゴになったときに来られた観光客の皆さんには、かなりがっかりされると思うんですね。そういうことについて動画の発信関係といいますか、そういうのについて、もしよかつたら商工観光課長、環境課長、お二人いらっしゃいますので、どうか今後の考え方といいますか、もしよかつたら御答弁いただいてよろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

サンゴの白化については、1998年の白化現象が1回、私が記憶している中では大規模なものは1998年。2000年にもう一度、また白化現象がありまして、私はそのとき2000年から観光課に異動になりまして、1998年の白化現象の翌年、1999年に観光課にいらっしゃった池田先輩が、海中宮殿を茶花沖に建設するという計画を立てまして、1999年に柱1本、茶花沖に設置しまして、

私が2000年に異動して、またそのときにまたもう1本。2001年にもう1本埋設しています。2002年は休憩しまして、オニヒトデ駆除とかそういう調査のボランティア活動をしたお金をプールしまして、100万円ちょっとつくりまして2003年に宮殿の本体をつくりました。あれは底板が直径5.5メーター、高さ5メーターぐらいありますが、重さが約50トンぐらいあります。あれを2003年に沈めてから、サンゴが付着しまして近年までは40センチぐらいの大きなミドリイシのサンゴがあちこちに着いて、50センチ以上ぐらいですかね、20年で40センチ以上は育っていたわけなのですが、今年のそういう台風が6年ぐらい来ていましたので、海水温32度が1週間以上続いたということで、褐虫藻が抜けたということで白化現状が起きているのですが、この間の台風とかで海水温が下がって、運が良ければ褐虫藻が戻ればサンゴはまた復活するのですが、戻らなかつた場合は白化がずっと続くということで、2000年来の白化現象の後、藻が着いてまた茶色くなつて黒くなつていきますけど、その藻が着床したサンゴには、産卵したサンゴの子供が着床しても藻によって着床ができなくなつて、生育できないものですから、できればそうなつた場合にはサンゴの藻が着いている部分を削り取つて岩盤を出すと、そのぶつぶつの小さな穴にサンゴの稚貝が入り込んで、また着床して生きていけるという発表もありますので、今後の状況を見まして、この白化現象が続いて藻が着床するような段階になりましたら、ちょっと表面の方を1回は崩して、着床しやすい岩盤を出すという方法もありかなとは思っています。

○議長（沖野一雄議員）麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君）ありがとうございます。私の方から発信ということでちょっとお答えをさせていただきます。

今回の白化につきましては、やはり私が見る限りでもかなり進んでいるなというところで、やはりサンゴについては、観光においては一番大きな資源なのかなと思っておりまして、これについてはやはり大きな損失かなというふうなところで考えているところです。一方、過去に白化を経験したわけなのですが、これは今まで時間をかけて回復をしてくる中で、当然その自然的な回復はもちろんのですが、それに加えてやはりいろいろな方の御努力というものが、与論の場合は欠かせないのかなと思っています。実はTOP100選という持続可能な観光で賞を取ったときの1回目の評価のポイントが、観光資源である海を守るというところに民間の住民の方、それから行政、専門機関というのが関わって努力をしているということで、これは例えばサンゴ保全の活動ですとか、ウミガメの活動、あと海洋教育とかそういうことも含めて評価をいただいているのですが、それプラス、観光客もそこに加わる手立てがあるということと、ふるさと納税などで財源としても関わると

ころと財源を確保しているというところが評価をいただいている。こういったところで、今回非常に被害を受けたということではあるのですが、そういったことはやはりおっしゃるように、観光客の満足度も下げないようなことの事前の対策として発信をしていくというのは大事だと思いますし、ピンチではあるのですが、そういったところを応援したいとか、一緒に関わりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方が与論島に来ていただける、若しくはそのふるさと納税で助けてあげようとかいうところのチャンスといいますか、そういったことにも変えていけるのではないかなと思っていますので、発信についてはいろいろな方とも相談をしながら、観光としても今の現状を発信をしていくということは、必要なのかなと考えていますので、これもまた実施をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。私が申し上げたのは、そういう現状を発信することによって、例えばサンゴ礁基金とか、そうした応援してくださる方々も増えてくるというのを含めての考え方でございました。ありがとうございます。それと先ほど大馬課長からありましたように、サンゴを折って白いところを出せば、またそれに着床も考えられるということなのですが、確かにそれもあると思います。ほかのところの実験の中で、白化したサンゴに藻が着かないようにして洗浄しておけば、その中に褐虫藻が入ってきてまた再生も可能というような実証もできていますが、どんどん海の中でいっぱいできるわけではなくて、私どももいろいろな感じで他の団体を通しながら、またお願いをしながら、その勉強もしていきたいなと思っています。本当にありがとうございます。

質問事項の3番の要旨1について、いろいろな荒天のときの船舶の抜港・条件付き運航の際の生活物資や生鮮食品などの供給のことですが、これも自然現象ですので仕方ないといえばその感覚だと思いますが、やはり冷凍食品とかであれば、いろいろ今見ても鹿児島から発送するときに、発泡スチロールに入れて野菜でも送ってもらったり、それから冷凍食品であればもちろんストックができますので、そういう保冷施設に入れた形で送ってもらったりして供給しているわけなのですが、一番必要な野菜とかのときに、その船が業者さんが注文しようしたら抜港の予定がありますとなると積み込んでくれない。また船舶会社はもちろん、誰が責任を取るかということですので、なかなか積み込んでもらえないという話がいっぱいあります。そういう中で、どうしても船会社との連携になるかと思いますが、船会社の中でいろいろな対策といいますか、町も含めて国も含めて、いろいろな対策を講じれば、例えばコンテナを準備していて、ある程度の冷蔵の電源が入るよとかすれば、持ち帰っていってもしばらくは持つ。下り便で抜港したときに沖縄に持つて

いって、明日は届ける可能性があるよということになれば、また違った考え方も出てくると思いますが、今、ちょっと話をお聞きしていますと、行政も国にいろいろな働き掛けをされているというふうに聞いていますが、もしよろしければ、今、そういう感じで、国とか県に陳情されている内容をお聞かせいただければありがたいなと思います。町長お願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 細かい詳細については、後でまた建設課の担当課長の方から説明させていただきますが、国への要望とかという話がありましたが、実は、やはり外海離島のハンディであるそういう条件を付けたその運航状態に、地元の事業者、島民はどう困っているのか。さっき吉田勉議員がおっしゃったように、いろいろ荷物が積んでもらえない、そして生鮮食料に至っては、野菜等は常温での運航をされていると。そこを冷蔵コンテナそして冷凍コンテナ、町の方で船会社の2つの船がありますので、そこに1つに4つ、鹿児島に2つ、与論には2つという基本的な考え方で、そこを普段流通させるというところです。町が要望したコンテナなので、今まで船会社がもう個人の荷物はちょっと受け付けないというところを、町のそういう事業所であればもう断ることもできないで、通常普段に使っている運航がもう冷蔵・冷凍で保存がきいた、そういう生鮮食料品、野菜等類に関する負荷がなくなるというのが1つ。それを国の森山先生に担当の方が説明し、もうこれはすごくいい案だと、もう早速国土交通省にその案が通って、今要望ですので実際に決定ではありませんが、奄美大島のいわゆる奄振法の中に組み込んで、今予算措置が取られて、令和7年度からの事業開始ができるのではないかということです。この前も、船会社と送り主との会議を私の方としても町長として船会社に要望したいということで、担当の方と行ってまいりました。まだ要望団体の方でしっかりとおりませんが、国土交通省、国への要望、そして奄振の中では、予算措置が取られて令和7年度動くということになっています。あとそのほかの細かい詳細については、担当の方からお願ひしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 補助建設課長。

○建設課長（補助望嗣君） お答えいたします。

今、要望の内容として町長が言われたとおりなのですが、一応、町としてまず受け皿づくりとして1つの業者にコンテナを支給するわけにはいきませんので、商工会を中心とした受け皿づくり、組合等を整備するようなお願いをしています。またコンテナに関しては、この間町長も言われたようにマルエーフェリー、マリックスライン、そちらの方に赴いていろいろな意見も交換して、またタケノシタさんの方に実際送られるコンテナは何本必要なのかとか、その辺の詳細なところもいろいろ

ヒアリングをしてきました。また、今、町長も言われたように要望段階なので、また実際やるときには皆さんにお示しできるかなと思いますが、その要望するのに際して、やはりどうしてもこの外海離島は本当に貨物船もない、結局フェリーの本線頼みになってしまふので、本当にマルエーさん、マリックスラインさんの方には頭を下げて、どうにか積んでくださいということでお願いはしてまいりました。また、そういう事業があれば、また協力するよということも言われておりましたので、町として予算が成立できるような、そういう受け皿づくりとか、国の方が一番懸念しているのは、ちゃんとした受け皿づくりがあるのかというのが一番の懸念事項です。その辺を含めまして、また商工会、観光協会なり、漁協なり、そういうところといろいろな話し合いを行いながら、またその受け皿づくりを肅々と進めていければなと思っています。そのコンテナに関しては、自分たちとしては、今船会社の4隻、マルエーさん、マリックスラインさん2隻ずつの4隻で、大体1隻に対して2基、結局16基ぐらいを規模として、また台風前とかその辺になればちょっと多めに、冷蔵・冷凍のやつを送っていただいて、また電源も必要になってくるので、その電源確保。できれば今、茶花地区の九電の近くの方に、何かそういうリーファー用のそういう電源施設をまた考えていかないといけないのかなというところで、外の備蓄としても使えるように、今からまたいろいろな計画を練っていかないといけないのかなというところです。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。地方行政がそういう感じで動いていらっしゃることに本当に感謝を申し上げます。それと、どうしてもその受け皿というお話の中で、台風が通り過ぎた後にいっぱい荷物を積み込むときに、業者さんの話を聞いていますと、やはり企業努力もありますが、大きな事業者さん、それからスーパーさんで、いろいろな船会社とのやり取りも多くて、その小さな業者さんがなかなか積み込めない状態とかも発生しているようですので、それも含めて船会社、それから事業者さん、スーパーさん、小売業者さん、いろいろな感じの人たちとできれば町も仲立ちをしていただいて、商工会も含めてですが、その協定を結んでいろいろな感じで進めていっていただきたいなと思いますということで、町が行政をちゃんと進めていらっしゃいますので、もう安心です。ありがとうございます。

そろそろ終わりにしたいと思いますが、最初のうちに申し上げるべきでしたが、この図面は与論町役場にあるもう何十年か前に、町がいろいろな調査委託をした資料の中から抜粋して、今日は使わせていただきました。それと色塗りについては、私が説明しやすいようにということで色塗りをしています。それと縦断図につきま

しては、縦横の縮尺率が違いますので、形としてはいろいろな違和感がありますが、それはまた申し添えておきます。そういうことで、私どもも質問はしましたが、そのままではなくて質問したことに対して、私どもは一生懸命行政に対して協力をしながら、前向きに検討しながら一生懸命頑張っていく所存ですので、本当によろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 1時51分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、川内恵司議員に発言を許します。

2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） 議席番号2番の川内です。初めてです。どうぞよろしくお願ひいたします。質問に入る前に、ちょっと一言申し述べたく思います。私は、先の8月の与論町議会議員選挙において、告示日の8月20日、中日の8月22日、最終日の8月24日の3日間で、延べ18カ所、計20回の街頭演説を行いました。これは身体的、心理的にはかなりハードではありましたが、町議選に立候補して、選挙運動を展開していく上は、やはり自分の考えとか思いというものを自分の言葉で、わかりやすい言葉で、有権者の皆様にお訴えをしていく必要があるし、またそうしていきたいなという強い思いがあったからであります。街頭演説をする場所によって、お話しする内容は微妙に少しずつ違ってはいたのですが、1つだけ、どこでも変わらずに同じような訴えをしたことがあります。それは何かというと、与論町議会議員にならなければできないことがあります、それは何かというと、与論町議会の議場の質問席に立って、田畠町長や役場の執行部に対して質問すること。つまり、与論町議会の議員の質問席に立って、町長や執行部に対して質問ができるのは与論町議会議員だけですと。そして、私は現在と未来の与論町のために、今この島にあるさまざまな問題を質問をするという形で問題提起をしていき、そして同じく質問をしていくという形で、その提起した問題に対する対案といいますか、解決策をちゃんとお示ししていきたいということを、繰り返し申し述べてきました。そういうことを繰り返し粘り強く行うことによって、ある1つの問題について、議会と行政が同じ認識を共有して、スムーズに動く車の両輪のように議会と行政が進んでいく信じたいし、そうしたことが与論町や与論町民、そして与論町

に関わる全ての人間たちの幸せにつながるだろうということを確信し、念願しており、その方向に向かって活動していきたいと。そのために是非ともこの私を与論町議会議員にさせてくださいということを訴えとして、選挙戦をやってきました。幸いなことに、その念願がかなって、今こうして現実の問題として与論町議会議員の議席ナンバー2として、この質問席に今私が立っているということに非常に感慨深いものを感じながら、改めて感謝申し上げたいと思っています。

さて、質問に入ります。通告書に従って質問をしてまいります。

1 移住・定住の促進について

(1) 奄美群島振興開発特別措置法が、第213回国会において可決・成立し、本年4月1日から施行された。この法目的の改正の中に「移住の促進」の観点が追加され、交付金事業計画に記載できる事業として「移住の促進に資する事業」が追加されたが、与論町の取り組みについて伺います。

2 「与論町空き家等対策協議会」の運営について

(1) 与論町の空き家問題の解決に向けて、同協議会の運営は大事と思われるが、これの運営状況について伺います。

質問は以上です。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） ただいま川内恵司議員の質問にお答えいたします。質問事項の1、要旨1にお答えいたします。

御指摘のとおり、奄振事業に今年度から新たに「移住促進に資する事業」が追加されていますが、今年度は、本町は事業化に至っておりません。今後、奄振事業の積極的な活用を検討してまいります。

本町がこれまで行ってきた移住促進に資する取り組みといたしましては、空き家改修事業、移住者住宅支援補助金事業（移住者向け住宅の改修費補助）、住宅整備支援補助金事業（賃貸住宅改修費補助）、特定地域づくり事業協同組合事業（移住者の雇用創出）、地域おこし協力隊事業（協力隊の定住）、ふるさと留学事業、定住促進住宅整備事業（サンセット江が島）、光ファイバー事業（リモートワーク推進）、企業誘致（雇用創出）や、ヨロンマラソンをはじめとした各種観光事業・交流事業（町の魅力発信、来島機会の創出）等が挙げられます。また、移住相談窓口を総務企画課に設置し、さまざまな相談に応じています。

移住促進は、人口減少対策として大変重要な政策であることから、魅力あるまちづくりを基盤として、今後とも移住希望者が移住しやすい環境整備に取り組んでまいります。

質問事項2、要旨1についてお答えいたします。

本町においては、令和3年9月に与論町空家等対策協議会設置要綱を施行し、本町の空家等の利活用の促進や町民の生活環境の保全など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針や具体的対策を定める与論町空家等対策計画を、令和4年6月に策定しています。

御指摘の空家等対策協議会は、町長を会長として、弁護士・建築士・宅建士・町議会議員・自公連・鹿児島県土木部建築技監・与論幹部派出所・与論分遣所・役場関係課長を構成員とし、与論町空家等対策計画の改定や町内における特定空家の認定及び措置について、協議を行うことを目的とした組織です。

同協議会のこれまでの運営実績として、令和3年11月に第1回の会議を開催し、以降これまでに合計3回開催されています。第3回目（令和4年10月）には特定空家認定会議を開催し、本町において初となる特定空家の認定を行いました。

本町においては、今後も所有者による適切な管理が困難な空き家が生じる可能性があると想定されることから、同協議会による協議や認定が必要な事項等が生じた場合には、随時会議を開催し、適切な方策の実施に向けた協議を行ってまいります。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） 大変丁寧な答弁をありがとうございました。それでは、この質問事項の順番に沿って、その答弁に対して再質問させていただきたいと思います。今回の奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律なのですが、これは肝心なことは第1章の法の目的というところに、わざわざこの移住・定住の促進というものを追加したことが、とても大きなことだと思っているのです。普通、世の中にたくさんの法律があるのですが、この第1章の第1条の法の目的を変更していくという例は、そんなに数は多くないと理解しているのですが、ことほどさように今回のこの奄振の法律の改正で、移住・定住の促進を謳ったということは、大変意味のあることだと考えています。この奄振の改正法というのは、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律と同時に改正されたわけなのですが、この奄美群島も小笠原諸島も、やはり外海の離島にあり、ある意味国境をなす島々とも言えるわけでして、日本の排他的経済水域の確保に非常に重要な地域であるわけなのですが、近年、どちらの地方も人口減少の傾向が顕著でありまして、有人離島、つまり人間が住む離島として、今後も地域社会を維持するためには移住・定住の促進が必要であるという認識があるのですが、そのためにはこの住宅の確保等が課題となっており、受入態勢の整備が重要であるということが今回の法改正の背景とされています。そこで、この奄美群島振興開発特別措置法の今回の改正された条文等々をちょっと追いながら、順番を追って質問をしていきたいのですが、この第1条に

いろいろあるのですが、「もって奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島への移住及び奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。」という、この部分が追加されたわけなのですが、これを担保するといいますか、実現するための方策といたしましては、第2章に奄美群島振興開発計画等というのがありまして、第1節、基本方針、第4条に主務大臣、この場合の主務大臣というのは、総務大臣と国土交通大臣に当たるようなのですが、その基本理念に則って基本方針を定めるというふうになっておりまして、基本方針は次に掲げる事項ということで、1から17番まで列挙されておりまして、その6番目に「住宅及び生活環境の整備（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等）に関する基本的な事項」ということですね、15番目に「奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項」というのが定められておりまして、さらにこれは法律の制度上でこうなっているかと思うのですが、振興開発計画というのが第5条にありますて、鹿児島県は、主務大臣が定める基本方針に基いて、奄美群島振興開発計画を定めるということで、その振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとするということになっておりまして、1から18まで事項が列挙されていますが、その中で、やはり6番目に「住宅及び生活環境の整備に関する事項」というのがあり、15番目に、同じように「奄美群島への移住の促進に関する事項」というのが決められています。3項目として、「振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。」と。「鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。」とあり、6番目に「奄美群島内の市町村は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。」というふうに謳っているわけなのですが、先ほどは交付金事業計画に記載できる事業として移住の促進に関する事業について、今年度は本町は事業化に至っておりませんというような答弁であったのですが、これは振興開発計画というのを、この第6に書いてるように「奄美群島内の市町村は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。」というところで、この与論町独自の開発計画というのを鹿児島県の方に提示するということは可能でしょうか、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

今の条文は、鹿児島県が振興開発計画を策定していない場合はということなので、これはもう鹿児島県が奄美群島振興開発計画を毎回策定しまして、その構成市町村の了承を得て、国の方に提出して、国の審議会の方でそれが通つてということで、これまでずっと振興計画というのは策定してきています。また、奄美広域事務組合とか鹿児島県の離島振興課の奄振係とか、そういうところを中心に、この奄美群島振興開発計画というのは、これまでずっと策定されておりまして、我々また構成市町村もその協議に参加しまして、奄美群島全体でつくり上げた計画ということになっています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） ありがとうございました。そうしますと、第3節の第8条、交付金事業計画の作成というところに、「鹿児島県は、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する次に掲げる事業を作成することができる。」ということで、この5番目に「奄美群島への移住の促進に資する事業」というのがあるのですが、これもやはり先ほどと同じような形で、与論町から要請をするということはできないという理解でよろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 今年度から始まる令和6年度からその令和10年度までの5年間の奄美群島振興開発計画というものの中に、新たに移住の促進というメニューが創設されたということで、そのメニューは創設されたので、あとは各構成市町村がメニューに乗っかって、どういう事業をまた提案していくかというところです。残念ながら、今年度はちょっと間に合わずに事業化には至っておりませんが、これまで与論町をずっと移住促進に関わる事業をしてきていますので、その奄振事業に乗つけた形で、また今後事業化を図っていくということを考えています。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） ありがとうございました。これは与論町でもそういう計画を作成することができるということであれば、これちょっと提案なのですが、私は与論町の人口の減少問題ですか、高校の存続とかを考えるときですね、ふるさと留学の促進が非常に大事な要因になろうかと思っておりまして、このふるさと留学が昨年度は3人、今年度は4人、令和7年度は2世帯分の住宅が用意されているというような記載がどこかにあったのですが、このふるさと留学をしたいという希望者は、潜在的にたくさんの方がいらっしゃるように感じているのですね。私は例えば東京与論会なんかでいろいろ会合をしたりするときに、与論島の二世、三世、四世の中高生を、自分たちの子や孫を与論中・高校に留学させたいんだが、なかなか安心して預けられる場所がないとか、帰っても住む家がないとかということで、何

ともならないということがありまして、私はずっと過去40年ばかり不動産業者でありましたので、諸先輩たちから「川内、おまえは不動産屋なんだから、そろそろ島に帰って、この島の住宅事情を改善して、ふるさと留学を受け入れるような体制の整備に尽力したらどうか」ということを言われたりしたこともあったので申し上げるのですが、このふるさと留学というのは、いろいろ大変多方面にわたって、かなり良い影響を子供たちにも与論町全体にも及ぼすいい計画、事業だと思っているのですが、かつて、古里の楽園荘の本園さんが、高校生を3年間預かって、大変御苦労をされたというふうな話を聞いたことがあって、できればやはり与論にそういうふるさと留学を受け入れる寮があれば、もっとこれは進むのではないかというお話を頂戴していたわけなのですが、そこでこのふるさと留学、与論中・高一貫教育の中で、与論高校の2学級を維持していくということも見据えたところで、このふるさと留学のための学生寮を建設するという事業を、是非とも計画してほしいと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） ふるさと留学に関しましては、多分教育委員会だと思いますが、私も町長になるに当たって、与論高校の存続が、出生が20人だと15年後1クラスだと高校そのものの存続はあるでしょうが、なかなか厳しいなというところで、やはり島外からの留学生を募集してとすることは基本的に町長としての考え方としては持っています。現状としては中学校、高校、詳細については、教育委員会の方で今準備をしているところなのですが、基本的には、将来的にはそういう寮制度を設けた受け皿が必要ではないかと町長としては思っています。あとは、教育委員会の方で今の実情をまた説明していただければと思います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。数字については、先ほど川内議員が言われたような形の人数で今推移しているのですが、現在いろいろ審査等をしていく中で、来れる条件の方が住むところがなくて、来れなかつたという事態までには今至っていない。もちろんこっち側もある程度想定して、確保できそうな感じの中で募集しているところですが、そこと含めて、教育委員会として非常に懸念しているところは、中学校から高校へ行く子供たちの数の推移、子供が増えたり、ふるさと留学生が増えたりして均衡が保たれるのかと思いきや、また中学生から高校島外に行って、自分の夢を広げていこうという子供も増えていますし、そういった中で高校の校長とも話をしているのは、やはり与論高校の魅力を出して、もちろんトップ選手だったり、違う学校に行けば伸びるというような状況の中で行ってもらつて、また与論に帰ってきて還元してもらうのは大賛成なのですが、与論に魅力がな

くて、与論の子供たちが与論高校に行かないのに、そういったところに島外から与論はいいぞという魅力発信というのは、自信がないですよね。やはり自分たち、与論の人たちが、魅力ある高校だったり、与論は素敵だよねと思う人口の集まりでないと、留学いいよいいよとは言えないような気がするのです。ですので、そこがあわせて進めていかないといけないし、またそういった中で、徐々にこの留学制度の応募が多くなって、あつ、やはりつくらないといけないねというところになって、初めて住宅だと思っているのです。住宅をつくりましたから来てください、魅力ありませんという形ではよくないと思うので、今、ぎりぎりのところでやっていますが、これが今あるように、住宅が本当に足りないねというぐらいのありがたいぐらいの話になれば、もっともっと活性化になるのではないかなと思いますので、両方で進めてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） 大変丁寧な答弁をありがとうございました。私も大変反省するところが多々ございまして、その与論島が魅力があるということがちゃんと発信できていないのに、留学せよというのはちょっと難しいのではないかというのが、確かに一理あるなというふうに感じています。私も孫8人いるのですが、その孫娘2人がどうしても与論島にじいがいるから、転校して留学したいという、ありがたいことを言ってくれる子も2人いますので、何とかこれを実現しながら、1つのいい事例として展開していければいいかなというふうに思っています。

次の質問に移ります。与論町空家等対策協議会の運営についてということで、私は、ずっとこの40年近く不動産業界の人間でありまして、人間の住まいですか住宅・住居に関わる仕事をしてまいりましたので、この住まい・住居の問題は、人間の生活にとって大事な要因を占めているなということがありまして、この与論町で住宅不足問題が非常に深刻であるというのは、私の年代からすれば、にわかには信じがたい事態だったのですが、こうやって与論に来て生活をして、いろいろな話を聞いていると、やはり確かに人口減少をしているが、世帯数が増加していて、世帯数増加の圧迫によって住宅事情が逼迫していると。それに反してやはり空き家も結構たくさんあって、空き家は増える一方であるということがあつて、与論町の空き家の問題を解決していくということは、与論町の住宅不足の問題を解消すると同時に、これから申し述べますが、いろいろな形での全ての与論町の役場の事務に関わる全てのことに、いい影響を及ぼすような結果をもたらすことにもなるのではないかという気もしていますが、この与論町空家等対策協議会なのですが、この空き家の問題というのは、結構幅が広くて奥が深い問題なのですが、それはどういうことかといいますと、令和5年にこの空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が

改正される法律というのが改正されたのですが、この一本の法律の改正に伴って、何と関連する法律が15本改正されています。主なものをいいますと、地方税法、地域再生法、建築基準法、地方自治法、都市計画法、民法、農地法、行政手続法とかですね、みんなで15本の法律の改正がなっています。やはりこの空き家の問題というのは、ことほどさようにいろいろな部分に広く深く、奥深い問題があるということをお示ししたかったわけです。さて、この与論町空家等対策協議会なのですが、今、この要綱と第1回目の会議の資料をちょっとネットで探してみたのですが、ちょっとお聞きしますが、もちろん会長は町長がなるわけですので、会長の変更はあるかと思うのですが、現在、この与論町空家等対策協議会のメンバーは当初のメンバーと変更があったのでしょうか、ないのでしょうか。町長以外はどうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員）　裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君）　お答えいたします。

町長以外に、どうしても人事異動の関係で、一番最初の要綱を設置したときと変更があるのは、鹿児島県の土木建築の技監、あと与論幹部派出所の所長、役場関係の定年退職された課長などが歴任されていましたので、そちらの変更があると思います

○議長（沖野一雄議員）　2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員）　ありがとうございました。この空家対策特別措置法の改正が去年の12月13日付けで施行されたのですが、これにあわせまして、国土交通省と総務省が共同で、各都道府県の県や市町村の空き家施策担当部長宛てに出された通知というのがあるのですが、これには「特定空家等に対する措置を充実させるとともに、特定空家等になる前の段階からの対策を充実させる必要がある。」とあり、いくつかの指針やガイドラインが紹介されています。このうち、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」と「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」について取り上げて、ちょっとこれの説明をしながら、ある一つの提案をしていきたいと思います。まずこの「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」という中の空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項という中の2に、実施体制の整備というのがありますし、ここに大変重要なことが書かれています。実施体制の整備、「市町村は、空家等対策に関する内部部局の連携体制や空家等の所有者等からの相談を受ける体制の整備を図るとともに、必要に応じて協議会の組織を推進する。」ということですが、この（1）市町村内の関係部局による連携体制というのがありますし、「空家等がもたらす問題を解消するには、防災、衛生、景観等多岐にわたる政

策課題に横断的に応える必要がある。」と、また、「空き家等の活用に向けては、中心市街地の活性化や移住・定住、二地域居住、他地域居住、観光振興、福祉増進、コミュニティ維持、まちづくりなどの政策課題において、さまざまな需要が考えられるがその的確な把握をするためには、市町村内の関係部局間の連携が不可欠である。」というふうに謳っておりまして、このため「建築・住宅部局、景観部局、観光部局、まちづくり部局、都市計画部局等々、あと財政部局等の関係内部部局が連携して空家等対策に対応できる体制の構築を推進することが望ましい。」と謳い、また空家等と所有者不明土地等は、地域によっては同時に存在している場合も多く、課題や対策も共通するところであると。例えば、空家等と所有者不明土地が隣接して別々に所有されており、それぞれ単独での活用が難しい場合に、両者を一体として活用し、保育所や子供支援施設や公園を整備することが1つの解決策となることもあるというのがあるのですが、これは、部局横断的な連携が必要であるということでありまして、1つ提案なのですが、先ほどの空家等対策協議会の中に、今ここにいらっしゃる部局の課長さん全部を入れ込んだ協議会の構築というのができないだろうかという話なのですが、与論町空家等対策協議会の活用というのは大事なことでありますし、この市町村内の関係部局による連携体制を推進していくということで、私は埼玉県のある市で、私が住んでいた土地で、空家等対策協議会のメンバーでずっと関わってきたのですが、その市長が変わったとき、空き家というのはいろいろな横断的な部分に関係するのでということで、ほぼほぼ全部の部局の課の課長たちも全部中に入れ込んで会議をして、年4回から6回の会議をもってきたのですが、当初は非常に違和感があつたりしたのですが、この空き家というのは非常に多岐にわたるものですから、いろいろやっている間に1つの問題を全体として理解をして進めていくという、そういったような雰囲気が庁舎全体に出てきて、非常に市民サービスが向上したなとそういう実感をしたことがあります。今、与論町の封筒の下に書かれているこの関係課をずらっと並べてみたときに、いかにこれが空き家問題の解決のために、この全部の課が合同に会議をもつことが重要かということをちょっとお示ししたいのですが、その前に、こういった会合をもったことはこれまであるのか、ないのかをちょっと教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 堀分建設課長。

○建設課長（堀分望嗣君） お答えいたします。

与論町には、与論町空家等対策庁内調整会議というのが設置されています。その中で、総務企画課、税務課、町民生活課、健康長寿課、環境課、商工観光課、建設課、これらのところで一応空き家等の問題があれば、取りあえず庁舎内で会議をもって、それから空家等対策協議会の方に提案するというような流れになっていま

す。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） ありがとうございました。もうすでに行われているようなのですが、やはりおっしゃるように総務企画課は、名前のとおり企画全般、総務ですからある種の司令塔的な立場になり、町民生活課は、住民基本台帳や住民票の異動と戸籍関係を扱いますので、当然、空き家問題というのは人が死亡したりすると空き家問題が発生します。健康長寿課は、高齢者の独居世帯は空き家予備軍ですし、また認知症になる前に対応できる場合もあったりしますので非常に大きく影響してきます。税務課は、固定資産税等課税台帳や租税滞納者の把握ができますので、これも関係してまいります。水道課は、水は人間生活に欠かせないものですので、水道の開栓・閉栓状況や水道の使用量等の把握で、空き家になることを予防的に察知できる。環境課は、ごみ屋敷の未然防止につながる。建設課は、空き家対策の所管課として、今でも相談窓口等を設けていらっしゃいます。産業課は、農地の集積や集約等でこの空き家の問題とリンクして動けば、かなり仕事がしやすくなるのではないかでしょうか。農業委員会は、農地法による所有権移転登記の状況の把握ができますので、そういう点でも農地で移転するのは空き家に関係する人たちもかなりいらっしゃるよう思います。耕地課は、その耕地や道路工事とかをいろいろするときに、相続未登記などの土地があった場合の土地の対応がこのチームワークで対応ができると、商工観光課については、空き家・廃屋等を解決していくことで、景観の問題が解決できるということで、できたらオールスタッフメンバーでこういった形の対応する協議会をつくっていければよろしいかなと思うわけです。これは何でかといいますと、次に申し上げますが、今のこの基本的な指針の中に、空家等管理活用支援法人の指定というのが新たに創設された制度なのですが、この制度の創設の背景には、多くの市町村では、人員等が不足していて、所有者への働き掛け等が十分にできていない状況があるのではないか。2つ目は、所有者が空き家の活用について相談等ができる環境が十分ではないということで、この新たに創設された狙いとしては、民間法人がこの空家等管理活用支援法人に指定されることで、公的な立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことが期待されるということで、この国交省と総務省が出た基本的な指針の中にあるわけなのですが、与論町ではこの空家等管理活用支援法人の指定というのはお考えになったことはあるのか、ないのかというのをちょっとお聞かせ願います。

○議長（沖野一雄議員） 壴分建設課長。

○建設課長（斐分望嗣君） すみません、私の勉強不足で、そこまではちょっと考えて

おりませんでした。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） この空家等管理活用支援法人の指定というのは、NPO法人ですか、いろいろな宅建業の団体だったり、若しくは宅建業者、民間の個人・法人だったりというのを、このいろいろなそういう土地の取引ですか、建物の取引というものにある程度精通した法人等を、役場の行政の手の回らない補完的な立場において、空家等管理活用支援法人として指定をすると、この指定をするにはいろいろな段階があって、審査の過程もいろいろ事細かにお示しされているのですが、そのような形で、やはりこういう空き家の問題ですか土地の問題というのは、非常にデリケートでナイーブな部分も非常に関わってくる問題ですので、役場だけに対応するというのではなくて、協議会の方でもやるのでしょうか、せっかくこういった空家等管理活用支援法人の指定という制度がありますので、是非ともそれも検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀分建設課長。

○建設課長（堀分望嗣君） ありがとうございます。また課内の方に持ち帰って、もう1回みんなで勉強しながら、またそういうものにも実施していかればなと思います。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） せっかくですので、この支援法人の業務と要件等というのがありますて、この制度の狙いは、空家等管理活用支援法人を指定することによって、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備して、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことがあるということで、この支援法人の業務と要件、支援法人は、空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助等と、あと6つほどあるのですが、こういった非常に使いやすい制度だと思いますので、これは非今後の検討課題として検討していただきたく思います。

それから、この2つ目の空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドラインというのがありますて、これは令和5年12月13日に、空家対策特別措置法の改正と一緒に出されたものなのですが、国土交通省の住宅局から出されているガイドラインがありまして、これは国土交通省の住宅局が出しているものなのですが、これもはっきり率直に、民間事業者等との連携の必要性というのをちゃんと2で謳っていまして、市町村が空き家の活用や適正管理を促進するためには、収集した空き家に関する情報をその所有者の同意を得た上で、宅地建物取引業者等に提供するな

ど、民間事業者等との連携が不可欠となる。このような官民連携の取り組みは、地域の空き家に対する新たなニーズの喚起や、活用の増資促進に大きく寄与するものであり、市町村の空き家対策に関わる負担の軽減にも資することが期待される。こうした観点から、市町村が民間事業者と連携して、空き家所有者情報の外部提供を行う際の留意点、運用の仕組み等を取りまとめたガイドラインを公表しているということで、この取り組みを始めたメリットとしましては、相談できる民間事業者等と接点を持つことが可能な仕組みができたことで、活用の意向がなかった所有者や活用の意向はあるが誰に相談すればよいかわからない所有者が、空き家の活用を具体的に検討する機会を得た。2つ目、民間事業者への相談を躊躇している所有者に対して、情報の提供先が市町村が連携している民間事業者等であることを説明することで、安心感を持ってもらえた。3つ目、民間事業者等が空き家所有者の課題に応じた働き掛けを行うため、市町村の空き家担当職員が少なくとも対応することができようになった。4つ目、情報の提供を受ける民間事業者等としては、特定することが困難な空き家所有者情報の提供を受けることができ、所有者と直接接触できるようになったこと。5つ目、これまで曖昧であった空き家対策における市町村と民間事業者等の連携について役割が明確化されたということで、これは結構分厚くいろいろあるのですが、中身は大変濃くて、与論町の住宅不足問題、それから移住・定住促進をするための受入態勢をすると、やはり奄振でもこれを謳い、今回のこの空き家等の法律の一部改正に伴って、15もの法律が全部にわたって改正をしているという中で、同時に総務省と国土交通省が局長から各都道府県、市町村の空き家対策担当部長宛てにこういう通知を出していることと同時に、こういうガイドラインですね。これはもうすでに空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドラインと、行政が持っている空き家に関する情報を外部に提供するということを前提として、そういうガイドラインなわけです。ということは、すでに、空き家等対策が始まつて法律ができてからかなり年月が経つのですが、全国的になかなかこの空き家問題が解消しない。これはなぜかというと、行政だけではなかなかやはり解決ができない事例が多々あると。それはなぜかというと、行政の方々が土地とか建物の取引あるいは登記の関係、税法上の問題、こういったものについて、大変失礼な言い方なのですが、全て詳しく精通しているわけではないということと、やはりこの土地とか建物に関する問題というのは、個人の情報秘密、いろいろナープで非常にデリケートな問題ですので、非常に扱いに慎重を要するということなのですが、これは例えば民間の我々のように長年不動産業界にいた者にとっては、こういったガイドラインができたということは、大変ありがたいことだなと思っているわけなのです。これは、与論町の空き家問題の解決のためにも、繰り返すようす

けど住宅不足の問題についても、これをちゃんと適用していただいて、そういった指定する業者がいるかどうかというのはまた別問題なのですが、これは是非とも研究して取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀分建設課長。

○建設課長（堀分望嗣君） ありがとうございます。また、建設課の方も、その辺をまた勉強しながら前向きに事業を進めてまいりたいなと思っています。またそのときは川内議員、相談に乗っていただければ、よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 2番、川内恵司議員。

○2番（川内恵司議員） ありがとうございます。これは是非ですね、この空き家というのは、空き家をただ何とか処分すればいいという問題ではなくて、1つ、2つ、3つですね、いい成功事例をつくっていくと、本当にみんなの利益になることなのです。空き家は解消される、そういう問題がなくなる、もしもその利活用ができれば、住宅不足問題も解消すると、移住・定住促進も十分貢献できるという、非常にいいことづくめの問題だと思いますので、是非これはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そして最後に、これはお願いと私の感想を述べたいと思うのですが、なぜこの空き家問題を解決して、住宅不足問題を解消しなくてはいけないかというのは、私が長年この不動産業でいろいろな人間たちを見てきたときに、住まい、住居、住宅というのは、もう人間が社会生活を送るための基礎、基盤です。この問題を解決していくことは、人間の社会生活の豊かさにつながり、豊かになれば出生数の低下や少子化とか、人口減少問題の解決にも必ずつながっていくものだろうと思っています。この人間の社会というのは人間が形成しているものなので、その人間の一人一人が充足された住まい、住居を持つことで、身体的にも精神的にも余裕を持って社会生活ができるということになれば、このことが社会の安心・安全と安定につながって、もっと地域社会が豊かになり、発展につながるという視点が非常に重要なというふうに考えています。これを非常に考えてきましたのは、ちょっと時間もあれなのですが、私がこういう住宅の住まいに長年関わってきたのですが、この住宅を確保することで、さまざまな人生のトラブルから立ち直った事例をたくさん見てきたということがありまして、例えば、刑務所の刑期満了の前に仮出所して、保護司の保護観察対象になりながら更生をしている人たちですとか、何らかの理由で身体的・精神的ダメージを受けて、人生行路を一時的にドロップアウトを余儀なくされて、施設に入所していて療養していたが、施設を出て再起を図る人たち。何らかの理由で路上生活を余儀なくされた人たち、あるいは家庭内暴力から逃れて、いわゆるシェルターに避難してきた人たち。こういった人たちが一時的な人生の挫折

を克服して、社会復帰していくのに必要不可欠だったのは、何と言っても個人で一人きりで生活できる住宅の確保だったのです。会社の寮とか、例えばシェアハウス的な住居も一時的にはいいのですが、人間というのは、やはり自己完結できる住居を求める傾向にあるという印象が非常に強くあります。バス・トイレ・キッチンとか共用でない住宅ですね。これは与論に来て非常に強く感じたことなのですが、与論島に移住してきている人が、住宅が確保できないという理由でこれだけ希望して与論島で定住生活を望んできたのに、この与論島での定住生活を諦めなくてはならないという事態を何件か見てきました。こういうことは本人にはもちろんですが、与論町にとっても大きな損失で不本意な事態です。近年は大都市圏の市町村も含めて、日本全国で移住者を受け入れる競争をしている状態なのですが、こうしたたくさんの移住候補地がある中で、この強い与論愛に突き動かされて、与論島を選んでくれてせっかく与論に移住してきているのに、住宅が確保できないという理由で与論島での定住を諦めざるを得ないという状況は、これはもう早急に改善する必要があるということで、こういう改善するためにも空き家の問題というのは是非とも官民連携して取り組んでまいりたいと思います。私も身を尽くしてこの解決のために努力していきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで2番、川内恵司議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、大田英勝議員に発言を許します。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 皆さんこんにちは。本日の一般質問も最後になりましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、先の議会議員選挙では、町民の皆様に大変お世話になり、誠にありがとうございました。今回の選挙は、2人の議員が勇退され、10人の定数に14人が立候補するという近年にない激戦がありました。選挙の結果、久しぶりに女性議員が誕生し、現職5人、元職2人、新人3人が当選ということで、バランスの取れた布陣となりましたが、現職3人が涙をのむ結果となりました。晴れて当選させていただいた私たちは、主義主張や考え方は違っていても、島の発展を願う気持ちは全く

同じですので、お互いに切磋琢磨しながらしっかりと職責を果たさなくてはなりません。また、執行部との関係についても、私たち議会には執行部を監視する役割がありますので、しっかりと監視機能を果たしながらも町民の信任に基づいてお互いに協力し合い、牽制し合いながら、車の両輪のごとく付かず離れず、町政を前に進めていくことが求められています。この先4年間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、先に通告した件について質問をさせていただきます。手短に簡潔にいきますので、よろしくお願ひいたします。

1 施設の維持管理と有効活用について

- (1) ゆいランドサッカー場の人工芝が整備後年数が経ち、競技や練習の際、滑って危険な状況にあると聞いた。実際に滑ってケガをした選手も出ているとのことである。そこで、早期に対策を図る必要があると考えるが、教育長の見解を伺いたい。
- (2) 多目的屋内運動場1階の和室や2階の部屋は、クーラーがないため夏場の利用が少ないとのことである。クーラーを整備することで、1階、2階ともに各段に有効活用が増えると考える。この際、前向きに整備を検討する考えはないか伺いたい。

2 空港滑走路の南側隣接道路の整備について

- (1) 空港南側隣接道路は凸凹がひどく、軽自動車は通ることにも事欠く状況にある。先般、与論空港では軽飛行機の事故も発生している。このような事態が万が一南側道路周辺で起きた場合、その対応にも大きな支障が出る考える。早急に整備すべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大田英勝議員の質問1の要旨1についてお答えしたいと思います。

多目的運動広場ゆいLANDにつきましては、スポーツ振興・健康増進を目的とし、平成29年度の供用開始から島内外の多くの方々が利用しています。

御指摘のとおり、人工芝については、経年使用に伴う消耗が確認できる状況にあるため、今年度の当初予算に修繕費を計上していますが、発注のため、再度見積もりを徴収し確認を行ったところ、材料の運搬費用や緩衝材等の資材高騰の影響による予算不足が判明したため、本定例会に増額の補正予算を計上しています。

修繕に係る諸手続きを速やかに進めるとともに、今後も安心・安全な施設で多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、質問1の要旨2についてお答えいたします。

多目的屋内運動場は、主に各種連盟や同好会の活動、関連する大会や行事を行う際に利用されています。

当該施設は、以前、役場の仮庁舎が配置されていた際に、入り口の事務所を宿直室として活用するためにクーラーが整備されています。

今回御指摘をいただいた整備について、連盟などの各種団体へ確認を行ったところ、クーラー整備のニーズはあまり高くない状況でしたが、施設の有効活用については、今後も取り組んでいかなければならない課題として捉えていますので、今後も各種団体や施設管理を行っているヨロンＳＣとも、協議・検討を行ってまいります。

○議長（沖野一雄議員） 田畠町長。

○町長（田畠克夫君） 大田英勝議員の質問事項2、要旨1にお答えいたします。

空港滑走路南側に隣接する道路につきましては、当該路線の用地の一部に鹿児島県の名義や登記困難とみられる用地も含まれていることから、鹿児島県や関係者との調整が困難であり、未だ整備に着手できておりません。

御指摘のとおり、当該路線の利用者の安全な通行環境の確保が重要であると認識しています。今後の対応といたしまして、多面的交付金を活用し、集落組織による当該路線の路面補修及び沿道の草木除去を引き続き進めるとともに、路面整備について各関係先との協議・検討を実施してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 当初予算で計上されながら、執行されなかつた理由がただいまの答弁でわかりました。そこで、当初予算の額はいくらだったのか、今回の補正の額はいくらで、合計はいくらになっているのか。予算書にはサッカー場というあればなかつたので、修繕費の項目はあつたと思うのですが、そこでサッカー場についての金額をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 具体的には、当初予算では500万円を計上していましたが、先ほど言ったように資材高騰、それから当初計画を立てる段階がちょっと早かった部分もあって、ちょっと間が空いた部分もありましたので、補正予算が300万円、合計800万円で全面改修する計画です。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 800万円あれば、何とかできるということですね。早めに手を打って早めに進めないと、今はもう次々と何でも値上がりが続いているようですので、できるだけ早めに対応していただきたいと思います。

ところで、人工芝のタイプは高いものから安いものまでいろいろなタイプがあつて、何か耐用年数もまちまちのようですが、与論町のサッカー場の人工芝の耐用年数としては、大体何年のやつを使っているのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 人工芝にも今御指摘のとおり、いろいろ種類があるのですが、一応国税庁の減価償却とかそういった表からすると、基本的には耐用年数は10年というところです。今、与論町のゆいLANDに入れている人工芝の方は、カラーの緑チップですね、ほかにもゴムチップとか安い材料もあるのですが、結局そういう黒ゴムチップか、この緑チップかというのが一般的みたいなのですが、黒ゴムチップだと安いのですが、やはり本当に芝が緑ではなくて結構真っ黒になるような形みたいで、普通の真っ白な靴下だったら真っ黒になるぐらいのものになつたりということのようです。今回修繕で入れるのが、今入っているカラー緑チップなのですが、それをまた継続して見栄えも良く、やはり最初に陳情の段階からサッカー連盟等が中心になって、こだわりをもって整備したグラウンドですので、今現在カラー緑チップを入れて、今回修繕というところで対応するところです。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 本町のサッカー場は、完成してからもう何年目になるですか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 平成28年度に建設で、平成29年度からの供用開始なので、現在8年目ですね。人工芝の耐用年数的には一般的には10年と言われているのですが、消耗の芝が目とかそういうチップとか利用頻度によって、やはり消耗が激しかったりというところ、逆にそれだけ利用をいただいているのかなというところで、耐用年数にはまだ2年というところではあるのですが、やはり今の段階で結構寝ている芝とかもあつたりするので、まだそんなに大きな剥離とかがあつたりとかというわけではなくて、やはりクッション性がなかつたり、寝ているので、そこをまたサッカーのスパイクなどとかでやれば、もう短くなったものが切れてきたりとかいうところなので、ここでやはり耐用年数前ではあるけど早めに手を打つて整備をして、それこそ耐用年数10年を待つてやれば、もっと今より劣化をして、さらに修繕費用というのは逆に高額に、今回は起こしてチップを入れるのですが、本当に張り替えとかにまでなつてくるので、その前の段階で早めに修繕対応しようというところで計画をしています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 人工芝の場合は、私もこういった芝のことについてはもう全くの無知だったのですが、少しだけ調べてみましたら、メンテナンスといえば、そのごみの除去とかブラッシングとかゴムチップの補充とかあるようですが、何かゴムチップの補充というのは、耐用年数が来てからというのではなくて、その前の段階でずっとやっていくものだと私は捉えているのですが、そして、そういう具合にしてメンテナンスをしっかりとすれば、その耐用年数の10年も少し延ばしていくけるというような感覚で私はいるのですが、その辺いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 確かに今御指摘のように、定期的にやはり緑チップだとか、芝を起こしたりという作業をすれば、今言ったようにどんどん伸びていくのですが、今現在、それこそそれ専用の機械とかで起こしたり、今回芝を起こすチップを入れるのですが、その前の表層の崩れているチップを除去するのを一番最初にやった後に、順次その作業をするのですが、今後のまた修繕、維持管理のあり方としては、やはりそういった機械も数十万、百万円ちょっと金額、今手元に見積もりがないのであれなのですが、そういった機械をやはり導入をして、こういう大型修繕になる前にどんどん維持できるようにというのも、今後検討をしていかなければいけないかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 何か説明書きなどを見てみると、デッキブラシなんかで逆から起こすような感じでブラッシングをすると、広いから大変は大変だと思うのですが、そういう方法もあるようです。少し広めのやつとかでですね。そして日常でのその寝たままにしておくと、今言うように持ちが悪いのですが、そういう日頃の手入れがあると長持ちをするというようなことが書かれているようですが、その辺は承知の上でのあれですよね。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 今回、人工芝のサッカーコートということで、広さ的には72メーター×113.4メーターの8,160平米ですね、それを修繕するところになります。今あるように、やはり定期的なメンテナンスは大事というところで、今スポーツクラブの方も限られた人数というところで、なかなかそれだけの面積、ほかの場所も総合グラウンドであったり、結囲公園であったりとか、プール、艇庫いろいろある中で、なかなかまずそういった機械とか、芝を起こすものもあまり導入されていないというところもあるからなのですが、今後はまたそういった定期的に、機械ではなくて今言ったような形で起こせるようなものとか、やはり時間を見つけてできないかというところは、ちょっとスポーツクラブとも今後

協議をしてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 本町の芝の場合は、UVカット加工がされている芝なのでしょうか。それとも、そうでない芝なのか。

○議長（沖野一雄議員） 松村生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） 正直ちょっとそこまで詳しい資料がなく、ちょっとまた確認してみます。すみません。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 紫外線による劣化も非常に強いので、できれば、そういうUVカットの加工がされている芝の方が長持ちするというようなことが書かれているようです。その分また高いとは思いますが、その辺また今後のこと頭に置いておいていただきたいと思います。早速対応していただけるということですので、できるだけ早くしていただきて、安全で練習、競技ができるようにひとつやっていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。その前にちょっと確認のためなのですが、中央公民館が今年度末には閉鎖という話を聞いていますが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） お答えいたします。

本年度の3月をもって使用を止めるといいますか、そういう判断をしたところです。それは、利用された方はおわかりかもしませんが、裏口といいますか、東側の入り口の上がコンクリートが落ちてきたりとか、そういった部分がありますので、ホールの方はまだ期間的には使用可能ではあるのですが、そこへの出入りの部分で、これがもうケガがある前にということで、そういったのが本年度多く見られたので、年度途中ではありましたがそういった判断をさせていただきました。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 閉鎖となれば、いわゆる立入禁止という形になるわけですね。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 本年度をもってということですので、来年度以降に関しては、中央公民館は使用しないという形になります。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 私がここに多目的屋内運動場の中の部屋をどうのこうのというのも、その中央公民館が閉鎖されるというのも少し関連があるのです。要するに、

中央公民館にはいろいろな部屋があって、いろいろな活動ができていたのですが、それがなくなった場合、いろいろな形で不足するなり、いろいろなことが出てくると思いますので、それを解消するためにも向こうを少し利用しやすく、クーラーでも入れて、ここも使えますよとなれば、よりいいのではないかということで、この提案はしているところです。また、ある一部の方からは、向こうも使いたいのだけど、どうも暑すぎてどうしようもないというような声も聞いていて、ここでは、どうしても使いたいという人はあまりいないみたいな答弁になってますが、実際、使い勝手がよければ使いたいという方はいて、そういう声を聞いての要望でありましたが、是非ともその辺も加味しながら、要するに部屋が、そういった施設が不足することはもう来年度からは目に見えていますので、その辺検討いただけないのかどうかということです。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今の現時点ではという形で答弁の方はさせてもらいましたが、自分たちの中では、今、大田議員が言われたように、公民館の代替施設、部屋等の活用としてニーズがある部分があれば、積極的に前向きに整備して、活用が図れるようにしたいなと考えているところです。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 3月で閉鎖するわけですので、例えばですが、向こうにあるクーラーとかを移設するという考え方は、これは私は素人なものだから、普通はできるのかできないのかわかりませんが、そういうことは可能なのか。そうであれば、少し安くで取りあえずはスタートして、また故障したときにというような考え方もできるのではないかと思いますが、中央公民館にもあちこち何部屋かクーラーは設置されていると思うのですが、もう古くて使いものにならないのかどうかわかりませんが、できればそういう利用の仕方も検討されてみてはどうでしょうかということです。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、1階の和室なんかにしても、前のがついた形跡等もありますので、そこと設置が可能なのかとか、今をそうやって移せるのかとか、それ以外にも公民館の現在あるものが違うところに移して、いろいろな公民館講座等が活用できるのかというところも含めて、もしそうやって移して使えるようであれば、ほかの分も含めて活用してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 多目的屋内運動場の方は、1階と2階とあるのですが、2階はあまり私たちはなじみがないのですが、1階の左側の和室は、結構以前使った覚

えがありますし、いろいろなことでよく使っていたと思うのですが、結局、クーラーがないから遠ざかっていったのではないかと私的には思っていますが、そういったこともありますので、是非とも前向きにまた、どんな形ができるか、安くできる方法を検討されてそのように対応していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の方に移りたいと思います。答弁の中に、一部が鹿児島県の名義、結局空港をつくるために買った用地がはみ出でていて、そこに入っているというような形なのでしょうね、そうですか。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 今、御指摘があったとおり、空港敷地としての鹿児島県の残地であったり、あとは困難筆というのが鹿児島県を含めて7人の名義になっているところがありまして、持ち分登記でですね。その名義の中には、明治時代の名前の方とかもいらっしゃるという現状です。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） この登記困難というのがどこかで時々出てくるようですが、これは本当に全くどうしようもないものなのですか。どうにかすれば、どうにかなるものなのですか。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 今伝えたとおり、明治の方から遡っていって、全員からの同意書とかそういったのがもらえない、また登記ができないという形になりました、可能かどうかというのは、これまでできていないのは、なかなか難しくてできていないではないかなというのが現状かなと思います。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 私が聞いているのは、難しいからとかその次元ではなくて、本当にそれが不可能なのかということを聞いているのですが。そうでないと、そういったところは、もういつまでたってもどうしようもないということですか。いろいろな何らかの形でできないかということです。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 今の制度上では、今年度からの相続登記の義務化というのがまたされていますが、やはり名義が変えられない中にあるのは、やはり同意が得られなかつたり、戸籍が追えなかつたり、行方不明がいたりとか、さまざまな要因がある中で、未だ解決できていない方がいっぱいあるのかなと思います。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） ということは、現状では一応道にはなっていますよね。

ちょっと悪い道ですけど、勝手にそこを通っているという状況になるわけですね。どんどの通つていいですよではなくて、それぞれが勝手に。ということは、ちょっと地ならしとか、そういったこともやはりできない土地なのでしょうか。それとも少し盛り上がったところ、車と車の間がつかえるようなところを削ることぐらいはできるのかどうか、人のものを勝手にやると怒られるものかどうか。どんな状況なのですか。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 今、この御指摘いただいている空港南側の道路の部分で、この登記が困難な部分というのが、ちょうど真ん中あたりに2筆ほどあります。今、おっしゃるように、本来であれば人様というか、公衆用道路として与論町とかいう農道部分として位置付けられてはいないところなので、舗装とかを入れることになると、やはり鹿児島県であるとか、この持ち分の登記の方々、相続人の方々とかに理解を得て、買収して整備するというのが筋ではあると思うのですが、今の現状としましては、草刈りとかはついでにさせていただいているという感覚というところで整備をしている状況です。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） それは、その路線全面がそういうものではないと思うのですが、そうでない部分だけでもちょっと通りやすくするとか、そして一部通りづらいところが残っていてももうしょうがないとして、そういう変則的ではあります、そんな形にするだけでも随分状況は改善すると私は思うのですが、それと、県にもこのことをお話したことはあるのですか。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） まだ、県の方には確認はしていないところです。この登記が難しい筆以外のところには与論町の名義がありますので、またトイレ側のところには町道の部分もあるところで、今耕地課の方では、令和10年度まで耕地課の農道舗装の計画を立てているところで、その中でまた建設課の方ともどの年度に一緒に整備をしていけるかなど、財政の方とも相談をしながら、できるところは整備をしていく計画を立てていけたらと話をしているところです。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 一度は県にも話をしてみてください。県は喜ぶのではないですか。あなたの空港を守るためにつくるのですよと言ったら、もう、すぐ差し上げますので何とかしてくださいと、普通だったら言いますよね。行政と行政だからそういうことにはならないかもしませんが、是非一緒に協力して何とかそういうことで空港を守るための道路をつくりたいのですが、検討してまた何かいい方法がな

いか知恵を貸してくださいということで提案していけば、何か打開策が見つかるかもしないので、一度はお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） ありがとうございます。鹿児島県の方にもどういった方法でその整備というか、今後この道を通していく方法がないかというのはまた聞きながら、いい方向に持っていくようにできたらと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 喜村一隆課長の手腕に期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、10月8日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことになります。

定刻まで御参集を願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後3時06分

令和6年第3回与論町議会定例会

第 3 日

令和6年10月8日

令和6年第3回与論町議会定例会会議録
令和6年10月8日（火曜日）午後3時02分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 認定第 1号 令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
第2 認定第 2号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
第3 認定第 3号 令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
第4 認定第 4号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第5 認定第 5号 令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第6 認定第 6号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第7 認定第 7号 令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
第8 議案第51号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）
第9 陳情第 8号 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
第10 発議第 2号 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（高田豊繁議員ほか2人提出）
第11 議員派遣の件
第12 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 池 田 理 恵 議員 | 2番 川 内 恵 司 議員 |
| 3番 吉 田 勉 議員 | 4番 吉 田 剛 議員 |
| 5番 原 栄 徳 議員 | 6番 遠 山 勝 也 議員 |
| 7番 高 田 豊 繁 議員 | 8番 大 田 英 勝 議員 |
| 9番 林 敏 治 議員 | 10番 沖 野 一 雄 議員 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

町長	畠 克夫君	副町長	山下哲博君
教育長	中山義和君	総務企画課長	龍野勝志君
会計管理者兼会計課長	柳田庫呂君	税務課長	坂元守君
町民生活課長	山下高明君	健康長寿課長	山下真紀君
産業課長	堀田哲也君	耕地課長	喜村一隆君
商工観光課長	麓 誘市郎君	建設課長	裾分望嗣君
水道課長	富永淳君	環境課長	大馬福徳君
教育委員会事務局長兼学務課長	竹村栄作君	生涯学習課長	松村誠司君
与論こども園長	吉田朋子君	茶花こども園長	川北英代君
児童発達支援センター所長	阿野 齊君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林 健太郎君 書記 谷山智美君

開議 午後3時02分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 日程第1 認定第1号 | 令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 認定第2号 | 令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 認定第3号 | 令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 認定第4号 | 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 認定第5号 | 令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 認定第6号 | 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 認定第7号 | 令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について |

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、認定第1号「令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第7、認定第7号「令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、令和5年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。

意見1 ふるさと納税については、寄附者や返礼品など継続的な分析を行い、アフターサポートも含めた細やかな対策を行っていただきたい。また、地域おこしへの足がかりとなる多くの情報が得られるものと考えるので、それらを生かして地場産業の活性化に取り組んでいただくとともに、今後の本町における自主財源の強化対策として、企業版や個人版ふるさと納税増額と事務態勢拡充を図ること。

2 沖永良部与論地区広域事務組合負担金については、本町の消防体制の現状に鑑み、安易な負担金の増となることがないよう取り組むとともに、防火水槽をはじめとする各消防設備・機器類の整備については、町民の安心・安全な生活を担保とするものであり、効果的かつ計画的な整備を行うこと。

3 税は公平公正でなければならないので、不納欠損、時効にならぬよう留意し、個々の滞納者の実態・実情を把握し適切な措置を行いつつ、高収納率の維持に努めること。

4 出産や子育てに係る費用をはじめとする、各種医療費等給付サービスについては、申請に係る領収書等の準備や手続きと事務担当の作業負担の簡素化が図られるように、要項改善等の必要性があるのではないかと思われる。給付を受けられるまでの手続きが簡素化されるよう、国・県等の動向注視と自主的な改善対策を図ること。

5 畜産堆肥の対策は、生活用水や悪臭被害にも直結するので、今後も更なる対策が必要不可欠であり、アースジェネター利用推進や堆肥センターの利活用を含めた総合的な対策を推進していただきたい。また、アボカド等の試験栽培の作物が新たな特産品・加工品となるよう、引き続き検証と努力すること。

6 慢性的な住宅不足解消のため、PFIを含めた公民連携方策を含め、関係機関との連携や情報交換を図り、効果的な住宅問題の解決に取り組んでいただきたい。

7 きれいで住みよい農村環境の維持のため、多面的機能支払交付金事業を積

極的に活用し、各集落活動団体との連携強化を図っていただきたい。また、ギンネム類繁殖被害対策として有効な雑木類刈払機器の調査・研究も行いつつ、道排水のり面や路肩等の適正管理を行い、各施設の安全利用環境整備をお願いしたい。

- 8 クリーンセンターは完成から8年を迎える。炉内の修繕や各修繕工事等経費の増大が懸念される。現在、管理委託の受託先業者とも連携し、ごみの受け入れに支障がないよう取り組むこと。
- 9 世界自然遺産登録や沖縄北部の開発計画を見据え、沖縄からの誘客、特に姉妹盟約先である国頭村や沖縄北部との積極的な観光交流に努めること。観光地として整備された場所が魅力的な景観が保全されるように、引き続き関係団体機関と連携すること。デジタルマーケティングを活用した誘客も引き続き推進すること。
- 10 学校をはじめとする各種教育施設は、老朽化による対策が急務である。天井コンクリート剥離等の落下事故によるけが等がないように、しっかり対策を講じるとともに、今後の施設の整備計画についてもあらゆる方策を検討し、適切早期の対策を図ること。
- 11 老朽化した配水管や浄水施設など、各施設更新に今後相当の費用がかかることが予想される。良い水の供給は生命の維持と安心した子育てに大変重要であり、今後も各種更新についてできる限り速やかな対策と、適正水質の維持、施設の計画的な整備に取り組むこと。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第51号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畠克夫君） 議案第51号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、県支出金391万4000円を追加しています。

次に歳出としまして、衆議院議員選挙費391万4000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ391万4000円を追加し、一般会計予算総額55億5583万円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林敏治議員） 確認の意味で質問させていただきます。391万4000円という国庫支出金になっていますが、この金額にはどのような計算でされているのか。恐らく時間外勤務手当が165万円ということで、大きなウエイトを占めていますが、どのような計算方法でやっているのかちょっとお伺いします。というのは、この間ちょっと新聞を見ますと、天城町議会は補正予算の選挙費で682万円となっているのです。与論はこんなに少ないのかなと思いながら見ているのですが、そのあたりを是非説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 与論町は391万4000円ということですが、選挙人の数、それから投票区が3校区ありますが3投票所、そういうことをもとに算出されているものと承知をしていますが、天城町の投票所の校区とかが、どういった何校区になっているのかというところもちょっと把握はしておりますが、一応そういう有権者の数、投票所の数、そういうことでの算定というふうに承知をしているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林敏治議員） 天城町の人口は約5,500人、世帯数が2,500ぐらいです。そして投票所は3か所です。そういうことになっています。だから大体与論町と似ているのではないかと思って質問したわけです。それともう一点、投票会場についてなのですが、27日には、与論小学校の運動会があるというふうに聞いています。そうした場合に、会場はそこでいいのか。あるいは、またほかに移すべきなのか。そのあたりをひとつ説明願います。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 御指摘のとおり 10月27日が投開票日ですが、茶花小学校と与論小学校の運動会が入っています。ということで、茶花小学校の第一投票所は、福祉センターの方を第一投票所としています。それから第二投票所は、与論校区の方は朝戸公民館を第二投票所として行うこととしています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 陳情第8号 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、陳情第8号「令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 委員長報告。総務厚生文教常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第8号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月27日金曜日午後3時15分から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、本町所轄の小・中学校の理科教育環境改善のため、令和7年度理科教育整備予算の計上をお願いする陳情です。

本陳情については、現行の理科教育設備整備費等補助金事業の国庫補助事業を活用し、小中高の観察・実験機器の充実を図るもので、理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室での授業が重要です。使用できない古い機器や消耗品など、準備や片づけに支障がないよう積極的な予算措置をお願いするもので、「観察・実験こそ理科教育の基本」として、理科教育環境向上に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第8号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第8号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第10 発議第2号 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、発議第2号「令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳、同じく与論町議会議員、大田英勝。

令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを、別紙のとおり与論町議会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

理科教育においては、観察・実験が全ての基本であり、観察・実験重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。学習指導要領の中においても小中高ともに「環境整備に十分配慮すること」という一文があります。しかしながら、（公社）日本理科教育振興協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、学校現場で最も困っていることが、12年連続で、小中高校ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察・実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

つきましては、理科教育環境向上のため、「令和7年度理科教育設備整備予算の計上」「観察実験に伴う消耗品について十分な予算措置」「理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の整備と拡充」「小学校の理科実験支援員（PASEO）補助金予算の活用」について取り組んでいただきますようお願いします。

観察・実験こそ理科教育の基本です。小・中・高等学校理科教育環境向上のため、与論町及び与論町教育委員会に対し、「お願い」文書を提出し、積極的な予算措置を要望するものです。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第12 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 川内恵司

与論町議会議員 遠山勝也